

第2 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の設置区分

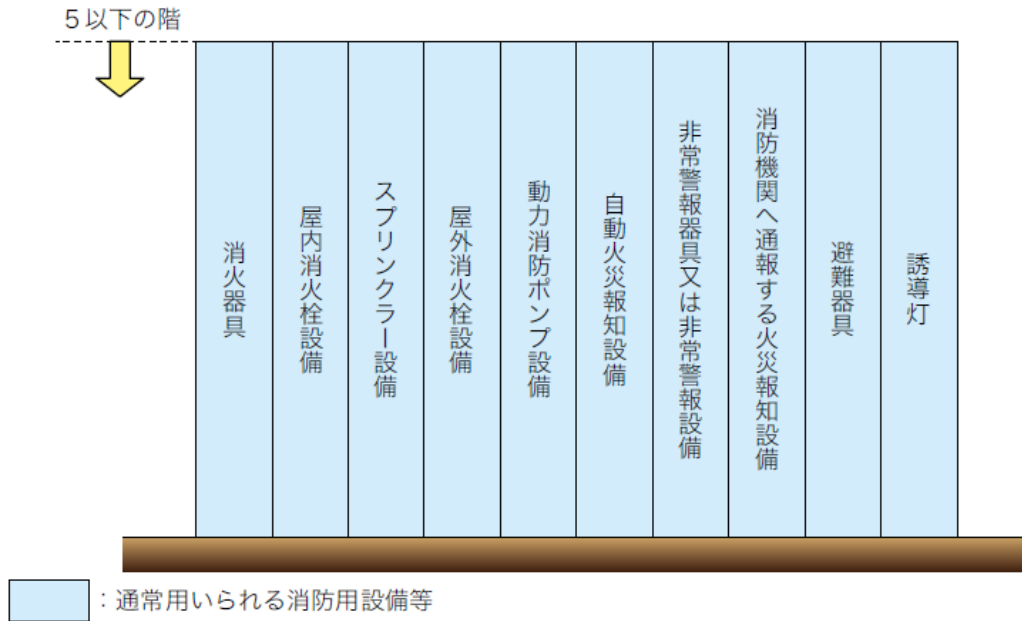
特定共同住宅等において、必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の設置区分は、次によること。

- 1 特定共同住宅等（住戸利用施設を除く。）において、火災の拡大を初期に抑制する性能（以下この章において「初期拡大抑制性能」という。）及び火災時に安全に避難することを支援する性能（以下この章において「避難安全支援性能」という。）を主として有する通常用いられる消防用設備等に代えて用いることができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等は、次によること。
 - (1) 二方向避難型特定共同住宅等
 - ア 地階を除く階数が5以下のもの（第2-1図参照）
 - イ 地階を除く階数が10以下のもの（第2-2図参照）
 - ウ 地階を除く階数が11以上のもの（第2-3図参照）
 - (2) 開放型特定共同住宅等
 - ア 地階を除く階数が5以下のもの（第2-4図参照）
 - イ 地階を除く階数が6以上のもの（第2-5図参照）
 - (3) 二方向避難・開放型特定共同住宅等
 - ア 地階を除く階数が10以下のもの（第2-6図参照）
 - イ 地階を除く階数が11以上のもの（第2-7図参照）
 - (4) その他の特定共同住宅等
 - ア 地階を除く階数が10以下のもの（第2-8図参照）
 - イ 地階を除く階数が11以上のもの（第2-9図参照）

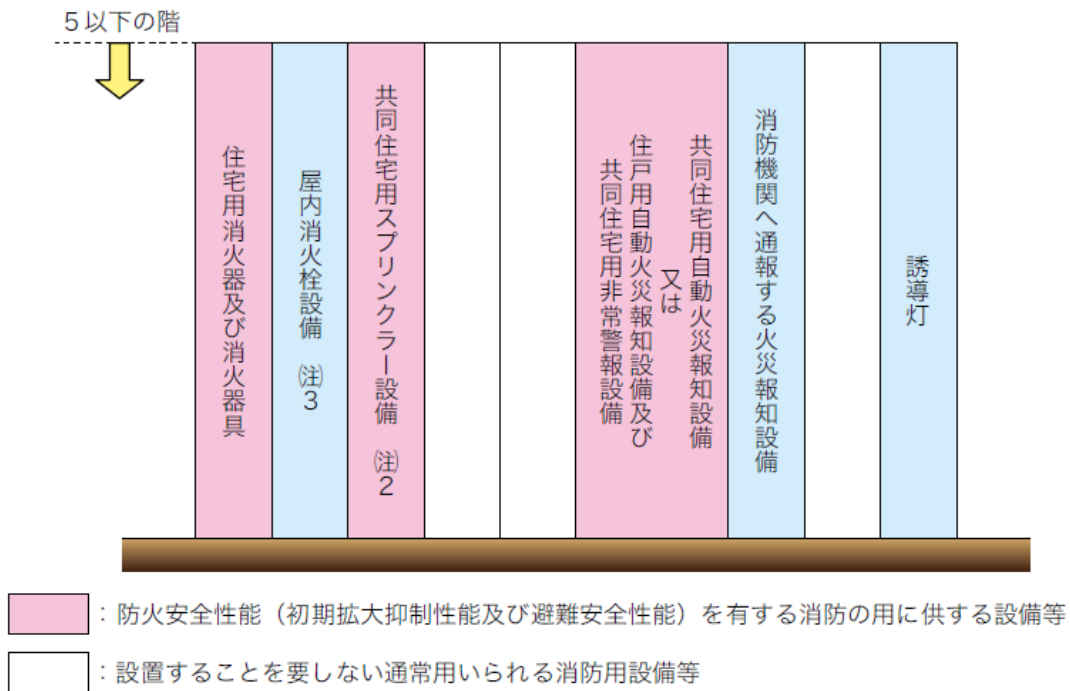
第2 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の設置区分

○二方向避難型特定共同住宅等（住戸利用施設を除く。地階を除く階数が5以下のもの）

（通常用いられる消防用設備等（注1））



（防火安全性能（初期拡大抑制性能及び避難安全性能）を有する消防の用に供する設備等）



（注1） 図中に表記のない通常用いられる消防用設備等は、政令の規定に基づき設置するものであること。

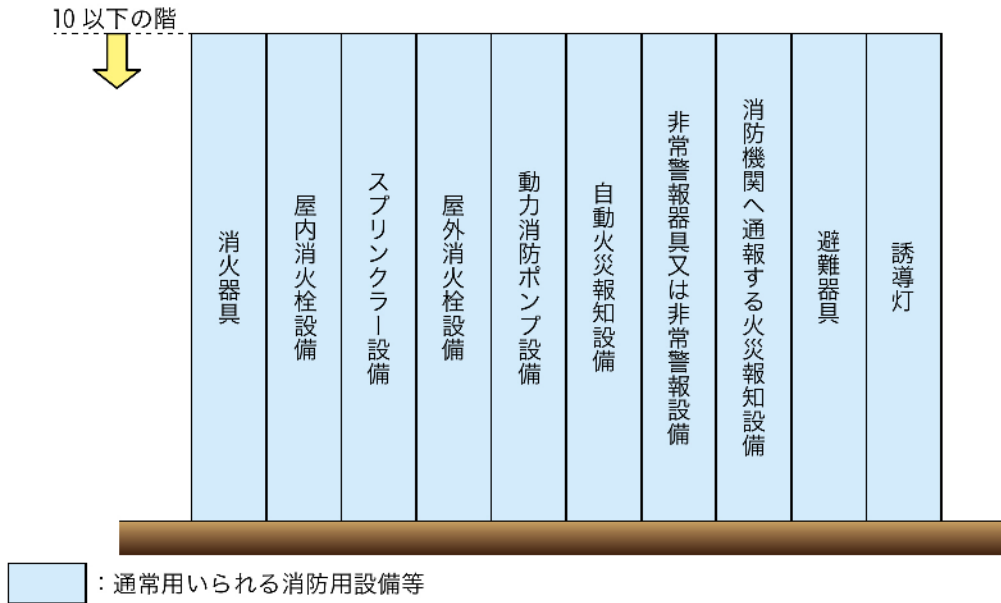
- 2 省令40号第3条第3項第2号イ(ロ)及び(ハ)に掲げる階及び部分に限る。
- 3 省令40号第3条第3項第2号イ(ロ)及び(ハ)に掲げる階及び部分を除く。

第2-1図

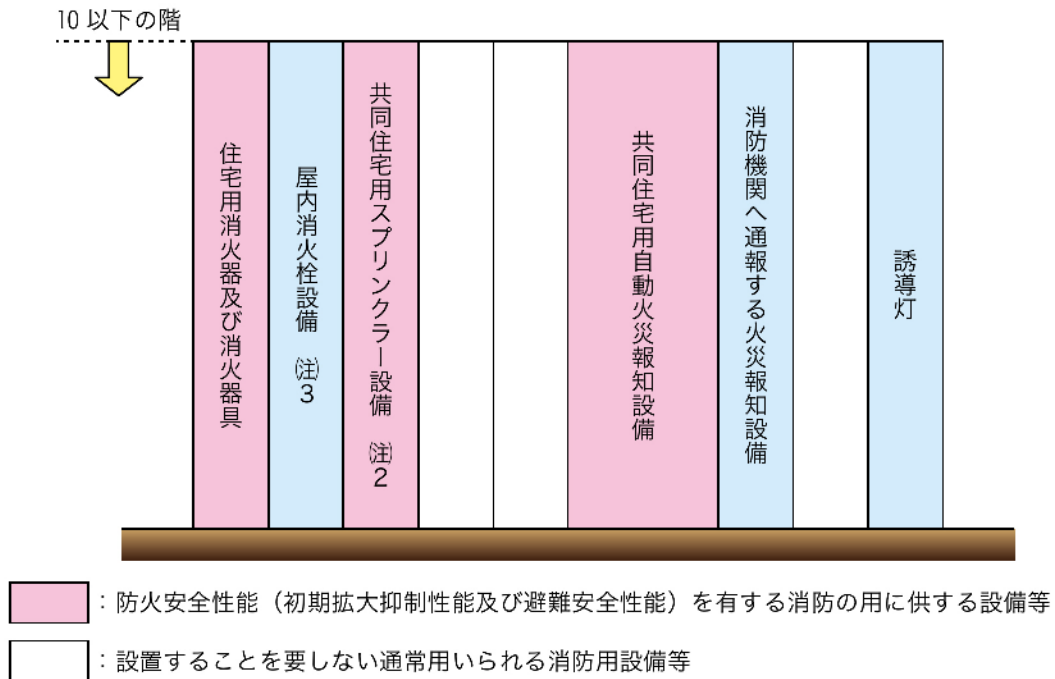
第2 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の設置区分

○二方向避難型特定共同住宅等（住戸利用施設を除く。地階を除く階数が10以下のもの）

（通常用いられる消防用設備等 注1）



（防火安全性能（初期拡大抑制性能及び避難安全性能）を有する消防の用に供する設備等）



注1 図中に表記のない通常用いられる消防用設備等は、政令の規定に基づき設置するものであること。

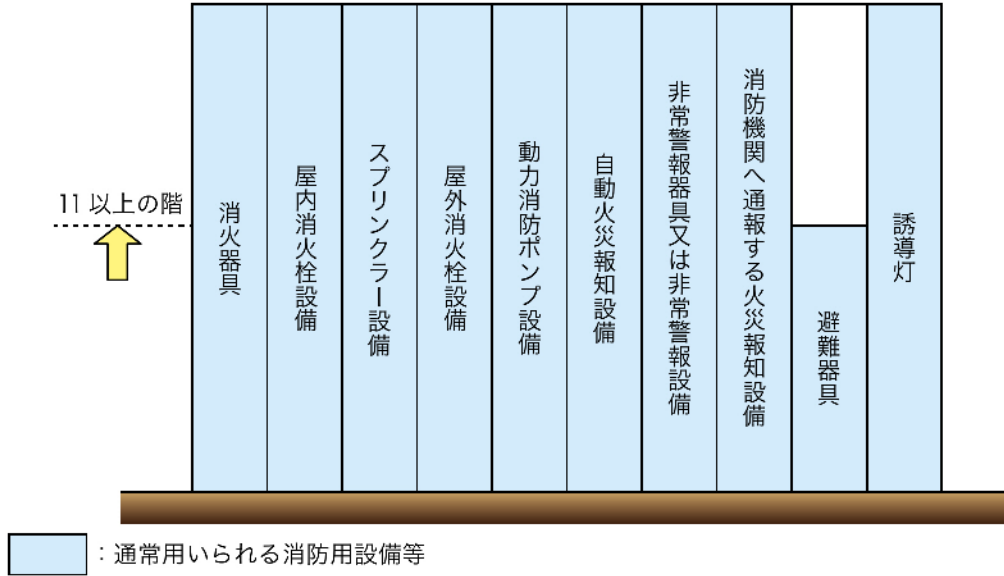
- 2 省令40号第3条第3項第2号イ(ロ)及びハに掲げる階及び部分に限る。
- 3 省令40号第3条第3項第2号イ(ロ)及びハに掲げる階及び部分を除く。

第2-2図

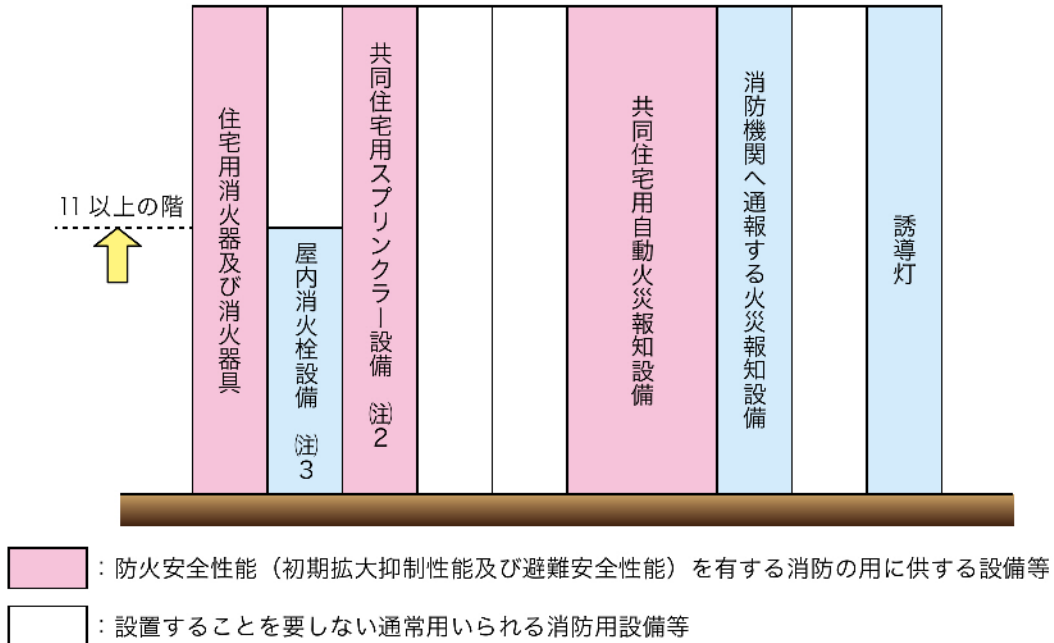
第2 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の設置区分

○二方向避難型特定共同住宅等（住戸利用施設を除く。地階を除く階数が11以上のもの）

（通常用いられる消防用設備等（注1））



（防火安全性能（初期拡大抑制性能及び避難安全性能）を有する消防の用に供する設備等）



（注1） 図中に表記のない通常用いられる消防用設備等は、政令の規定に基づき設置するものであること。

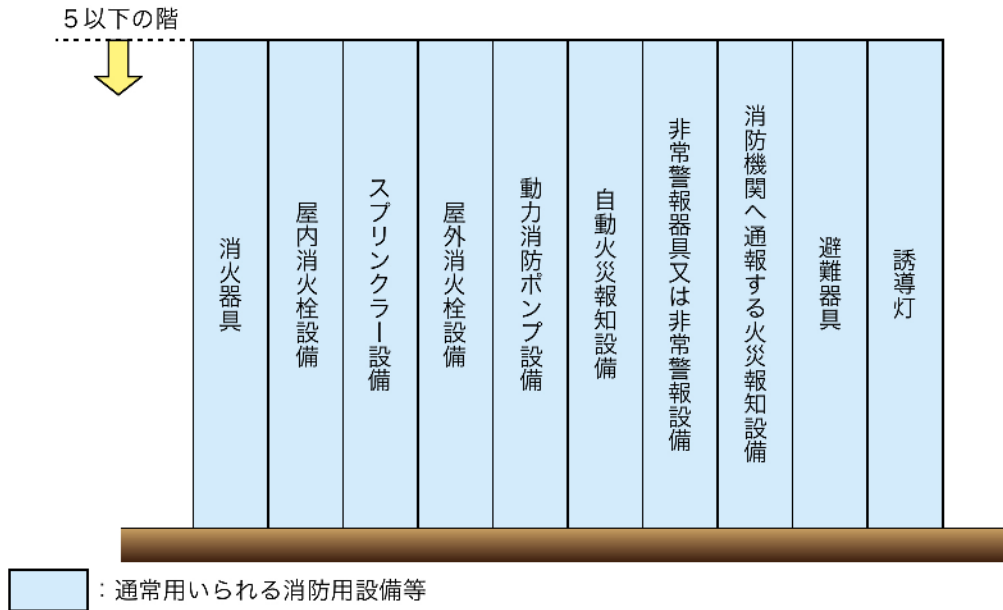
- 2 省令40号第3条第3項第2号イに掲げる階及び部分に限る。
- 3 省令40号第3条第3項第2号イに掲げる階及び部分を除く。

第2-3図

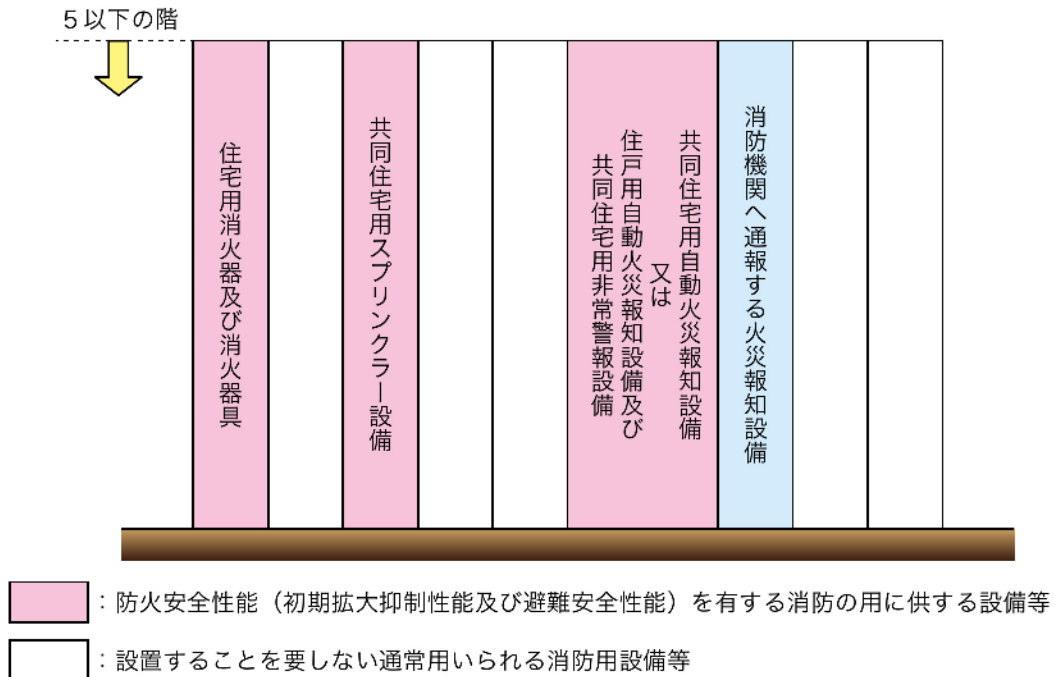
第2 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の設置区分

○開放型特定共同住宅等（住戸利用施設を除く。地階を除く階数が5以下のもの）

（通常用いられる消防用設備等（注））



（防火安全性能（初期拡大抑制性能及び避難安全性能）を有する消防の用に供する設備等）



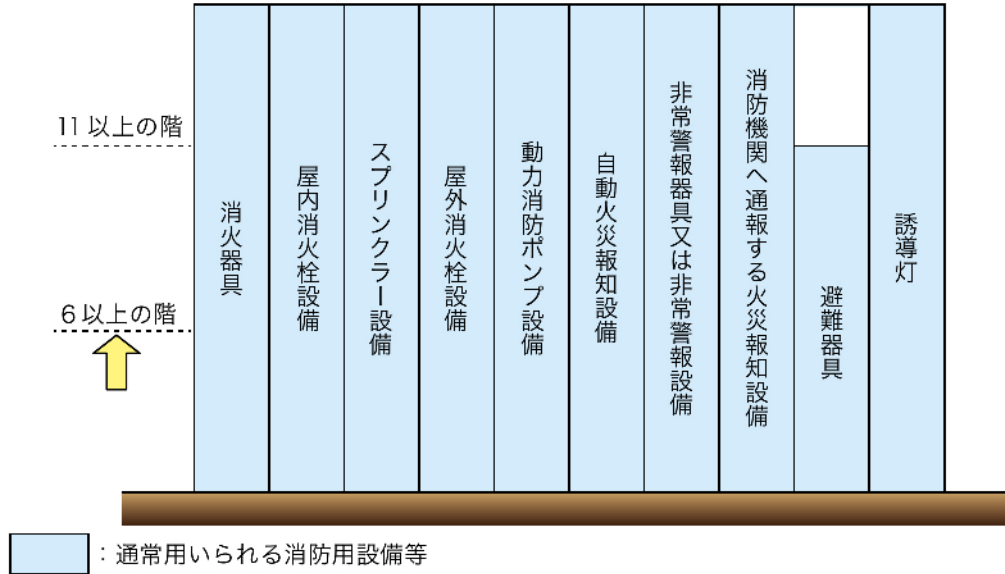
注 図中に表記のない通常用いられる消防用設備等は、政令の規定に基づき設置するものであること。

第2-4図

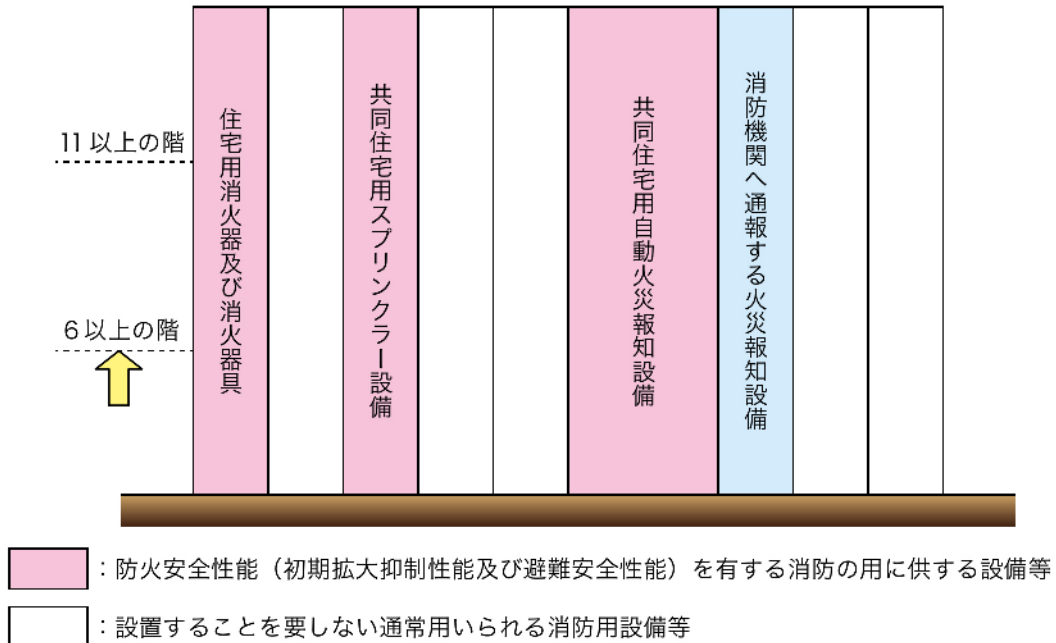
第2 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の設置区分

○開放型特定共同住宅等（住戸利用施設を除く。地階を除く階数が6以上のもの）

（通常用いられる消防用設備等（注））



（防火安全性能（初期拡大抑制性能及び避難安全性能）を有する消防の用に供する設備等）



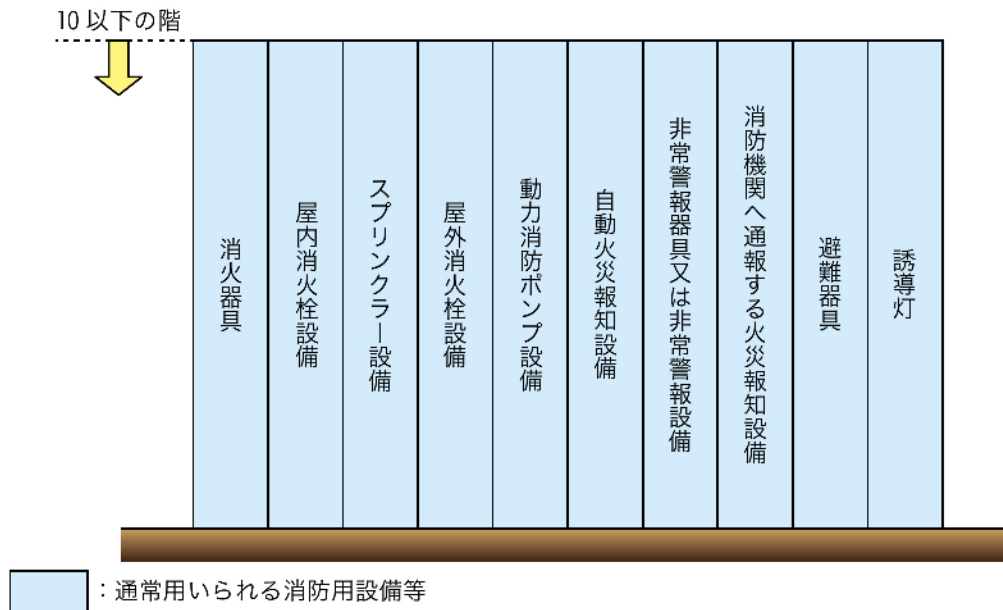
（注） 図中に表記のない通常用いられる消防用設備等は、政令の規定に基づき設置するものであること。

第2-5図

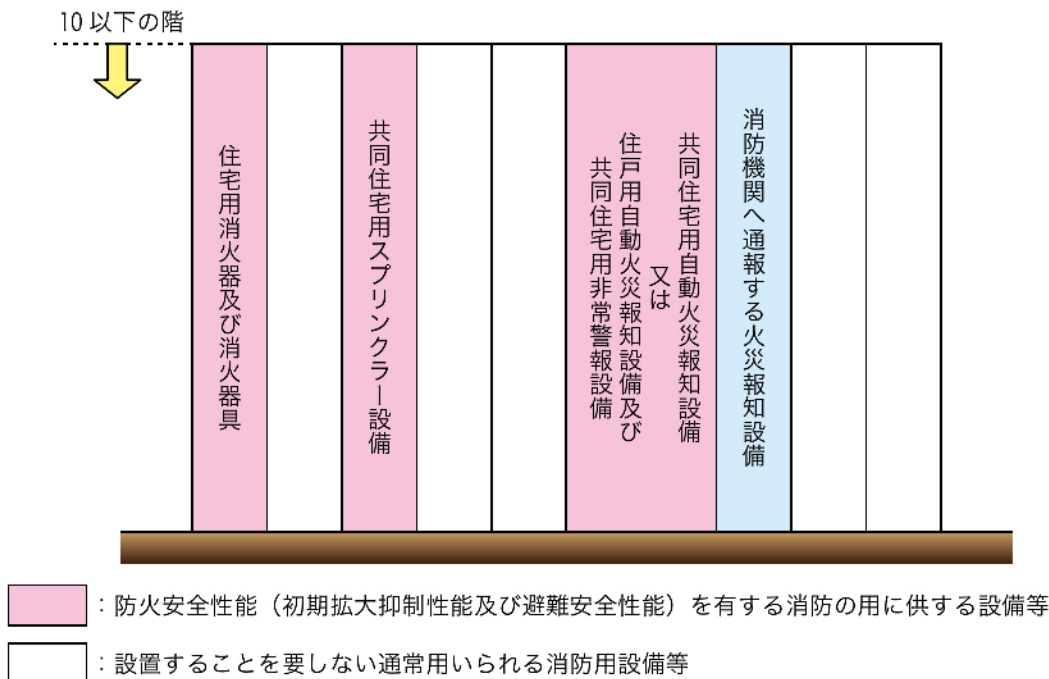
第2 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の設置区分

○二方向避難・開放型特定共同住宅等（住戸利用施設を除く。地階を除く階数が10以下のもの）

（通常用いられる消防用設備等（注））



（防火安全性能（初期拡大抑制性能及び避難安全性能）を有する消防の用に供する設備等）



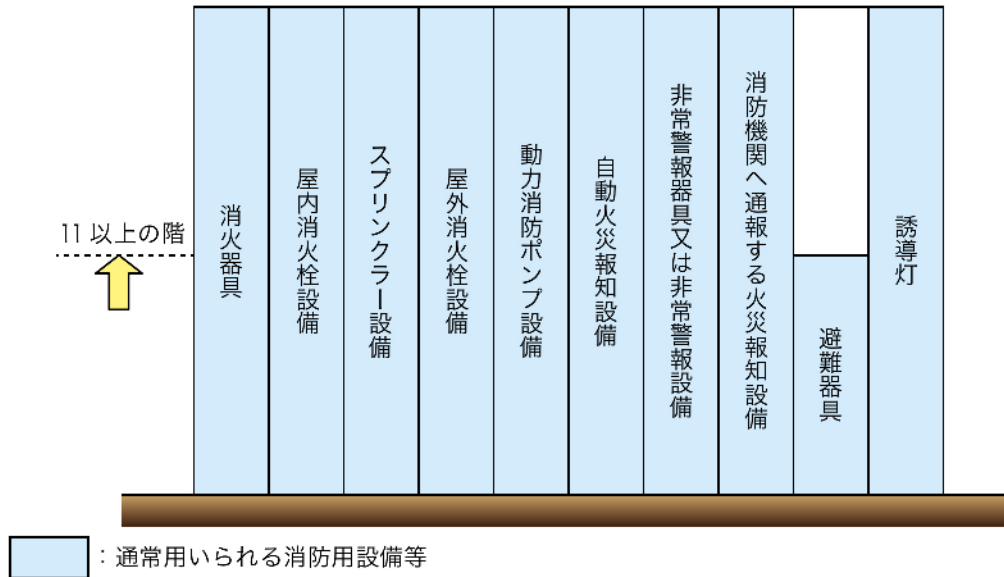
（注） 図中に表記のない通常用いられる消防用設備等は、政令の規定に基づき設置するものであること。

第2-6図

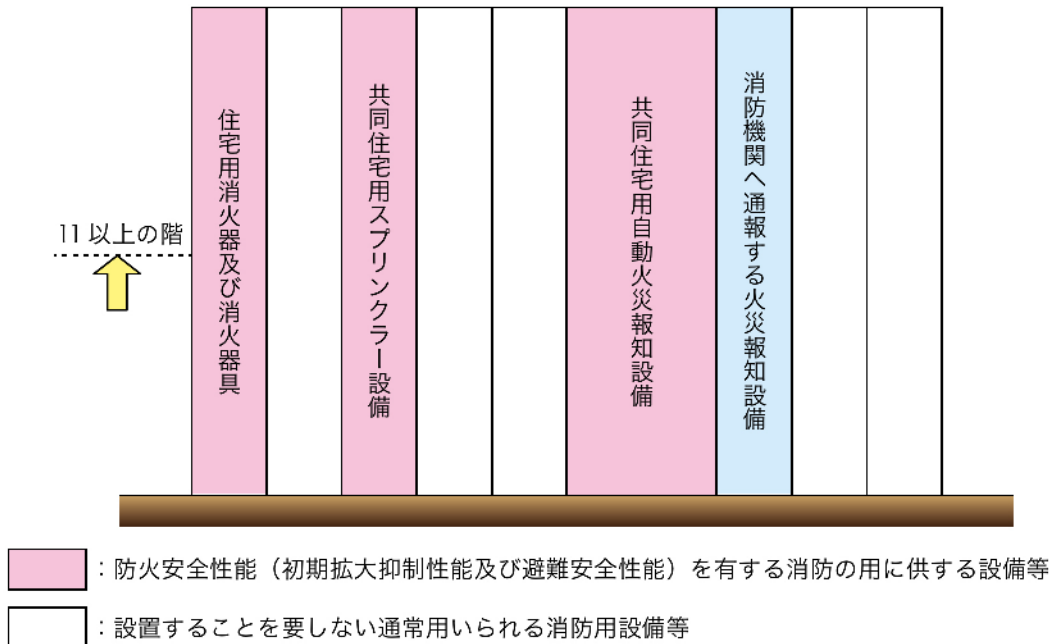
第2 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の設置区分

○二方向避難・開放型特定共同住宅等（住戸利用施設を除く。地階を除く階数が11以上のもの）

（通常用いられる消防用設備等（注））



（防火安全性能（初期拡大抑制性能及び避難安全性能）を有する消防の用に供する設備等）



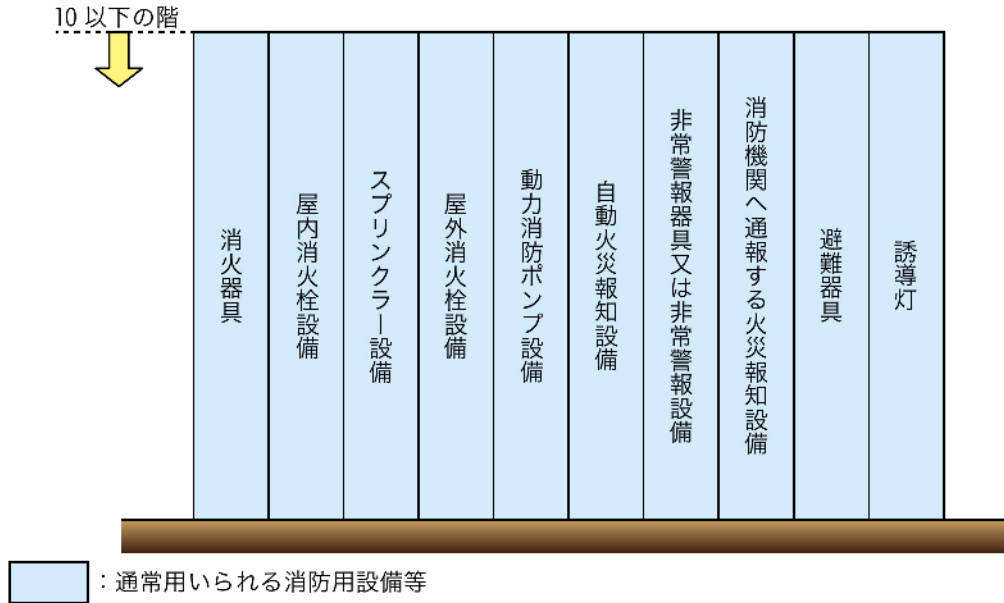
（注） 図中に表記のない通常用いられる消防用設備等は、政令の規定に基づき設置するものであること。

第2-7図

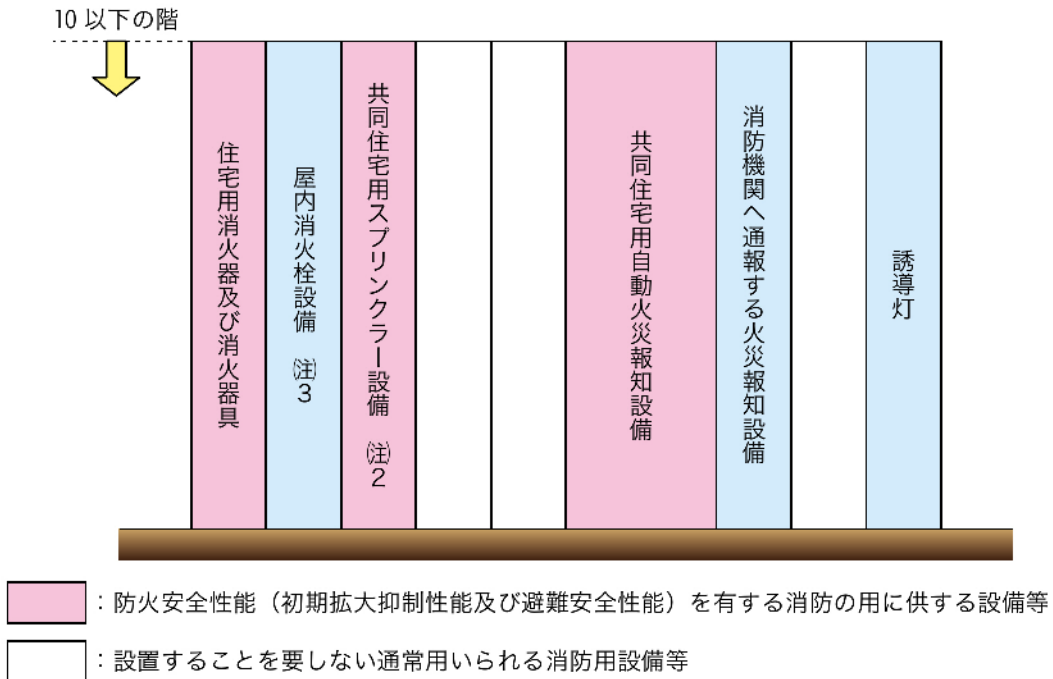
第2 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の設置区分

○その他の特定共同住宅等（住戸利用施設を除く。地階を除く階数が10以下のもの）

（通常用いられる消防用設備等（注1））



（防火安全性能（初期拡大抑制性能及び避難安全性能）を有する消防の用に供する設備等）



（注1） 図中に表記のない通常用いられる消防用設備等は、政令の規定に基づき設置するものであること。

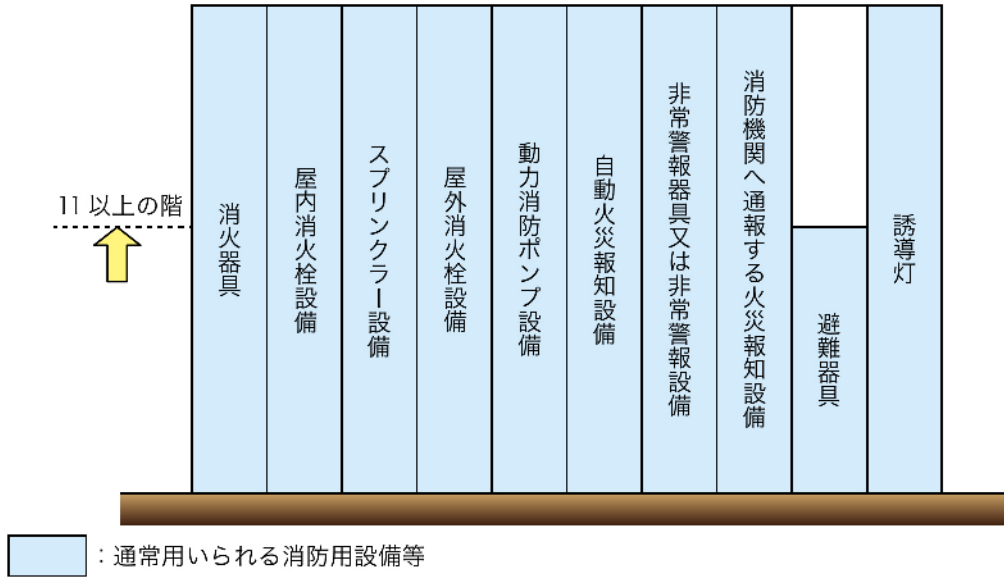
- 2 省令40号第3条第3項第2号イ(ロ)及びハに掲げる階及び部分に限る。
- 3 省令40号第3条第3項第2号イ(ロ)及びハに掲げる階及び部分を除く。

第2-8図

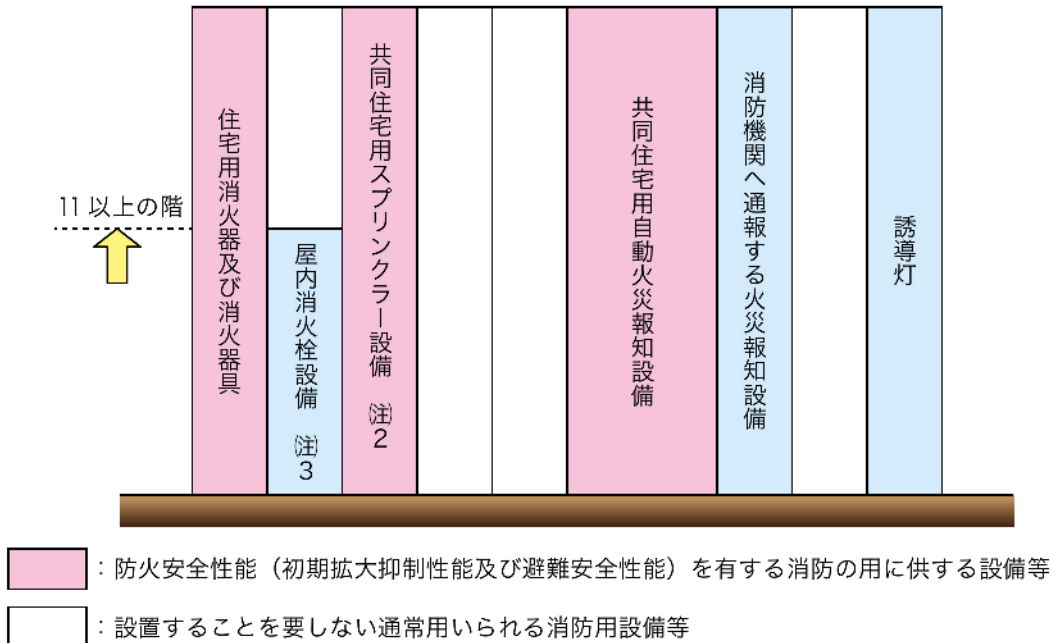
第2 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の設置区分

○その他の特定共同住宅等（住戸利用施設を除く。地階を除く階数が11以上のもの）

（通常用いられる消防用設備等（注1））



（防火安全性能（初期拡大抑制性能及び避難安全性能）を有する消防の用に供する設備等）



（注1） 図中に表記のない通常用いられる消防用設備等は、政令の規定に基づき設置するものであること。

- 2 省令40号第3条第3項第2号イに掲げる階及び部分に限る。
- 3 省令40号第3条第3項第2号イに掲げる階及び部分を除く。

第2 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の設置区分

(参考) 通常用いられる消防用設備等及び必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の設置基準（住戸利用施設を除く。）

○二方向避難型特定共同住宅等及びその他の特定共同住宅等（住戸利用施設を除く。）

対象条件		通常用いられる消防用設備等及び必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等
延べ面積	150㎡	住宅用消火器及び消火器具
	500㎡	共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備（注1、注2）
	1,000㎡	消防機関へ通報する火災報知設備
	1,400㎡	屋内消火栓設備（内装制限をしたもの $\geq 2,100\text{㎡}$ ）（注3）
	3,000㎡※	共同住宅用スプリンクラー設備（10階以下の階の住戸利用施設の床面積の合計 $\geq 3,000\text{㎡}$ 、かつ、住戸利用施設が存する階）（注3）
	5,000㎡	消防用水（ $20,000\text{㎡} \geq$ 敷地面積、かつ、1階及び2階の床面積の合計、耐火建築物 $\geq 15,000\text{㎡}$ ）
	25,000㎡	消防用水（地階に係るものを除く、かつ、高さ $> 31\text{m}$ ）
	50,000㎡	総合操作盤
無窓階	全部	誘導灯
	300㎡	屋内消火栓設備（内装制限をしたもの $\geq 450\text{㎡}$ ）
	1,000㎡※	共同住宅用スプリンクラー設備（10階以下の階の住戸利用施設の床面積の合計 $< 3,000\text{㎡}$ 、かつ、住戸利用施設の床面積の合計が $1,000\text{㎡}$ 以上存する階）（注3）
階の規模	地上4階	屋内消火栓設備（床面積 $\geq 300\text{㎡}$ 、内装制限をしたもの $\geq 450\text{㎡}$ ）
	地上4以上10以下の階※	共同住宅用スプリンクラー設備（10階以下の階の住戸利用施設の床面積の合計 $< 3,000\text{㎡}$ 、かつ、住戸利用施設の床面積の合計が $1,500\text{㎡}$ 以上存する階）（注3）
	地上11階	誘導灯
	地階を除く階数が5	連結送水管（延べ面積 $\geq 6,000\text{㎡}$ ）（注4）
	地階を除く階数が7	連結送水管（注4）
	地階を除く階数が11	共同住宅用スプリンクラー設備（11階以上の階）（注3）
	地階を除く階数が11	非常コンセント設備（注4）
	地階を除く階数が11	総合操作盤（延べ面積 $\geq 10,000\text{㎡}$ ）
地階を除く階数が15	総合操作盤（延べ面積 $\geq 30,000\text{㎡}$ ）	

(注) 1 住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備を用いる場合は、二方向避難型特定共同住宅等にあつては地階を除く階数が5以下に限る。また、その他の特定共同住宅等にあつては用いることができない。

第2 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の設置区分

- 2 住戸、共用室及び管理人室に共同住宅用スプリンクラー設備を設置したとき（当該設備の有効範囲内の部分に限る。）は、共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備を設置しないことができる。
- 3 共同住宅用スプリンクラー設備を省令40号第3条第3項第2号イ（ロ）及び（ハ）（地階を除く階数が10以下）又は省令40号第3条第3項第2号イ（地階を除く階数が11以上）に掲げる階及び部分に設置したときは、その階及び部分に屋内消火栓設備を設置しないことができる。
- 4 階段室型特定共同住宅においては、連結送水管及び非常コンセント設備に代えて、共同住宅用連結送水管及び共同住宅用非常コンセント設備を用いることができる。

※ 特定住戸利用施設を除く。

第2 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の設置区分

○開放型特定共同住宅等及び二方向避難・開放型特定共同住宅等（住戸利用施設を除く。）

対象条件		通常用いられる消防用設備等及び必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等
延べ面積	150㎡	住宅用消火器及び消火器具
	500㎡	共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備（注1、2）
	1,000㎡	消防機関へ通報する火災報知設備
	3,000㎡※	共同住宅用スプリンクラー設備（10階以下の階の住戸利用施設の床面積の合計≥3,000㎡、かつ、住戸利用施設が存する階）（注3）
	5,000㎡	消防用水（20,000㎡≥敷地面積、かつ、1階及び2階の床面積の合計、耐火建築物≥15,000㎡）
	25,000㎡	消防用水（地階に係るものを除く、かつ、高さ>31m）
	50,000㎡	総合操作盤
無窓階	1,000㎡※	共同住宅用スプリンクラー設備（10階以下の階の住戸利用施設の床面積の合計<3,000㎡、かつ、住戸利用施設の床面積の合計が1,000㎡以上存する階）（注3）
階の規模	地上4以上10以下の階※	共同住宅用スプリンクラー設備（10階以下の階の住戸利用施設の床面積の合計<3,000㎡、かつ、住戸利用施設の床面積の合計が1,500㎡以上存する階）（注3）
	地階を除く階数が5	連結送水管（延べ面積≥6,000㎡）（注4）
	地階を除く階数が7	連結送水管（注4）
	地階を除く階数が11※	共同住宅用スプリンクラー設備（11階以上の階）（注3）
	地階を除く階数が11	非常コンセント設備（注4）
	地階を除く階数が11	総合操作盤（延べ面積≥10,000㎡）
	地階を除く階数が15	総合操作盤（延べ面積≥30,000㎡）

- (注) 1 住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備を用いる場合は、開放型特定共同住宅等にあつては地階を除く階数が5以下、二方向避難・開放型特定共同住宅等にあつては地階を除く階数が10以下に限る。
- 2 住戸、共用室及び管理人室に共同住宅用スプリンクラー設備を設置したとき（当該設備の有効範囲内の部分に限る。）は、共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備を設置しないことができる。
- 3 二方向避難・開放型特定共同住宅等（※印のものに限り、特定住戸利用施設を除く。）又は開放型特定共同住宅等（※印の部分のうち14階以下のものに限り、特定住戸利用施設を除く。）において、住戸、共用室及び管理人室の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料とし、かつ、共用室と共用室以外の特定共同住宅等の部分（開放型廊下又は開放型階段に面する部分を除く。）を区画する壁に設けられる開口部（省令第13条第2項第1号ロの基準に適合するものに限る。）に、特定防火戸（省令第13条第2項第1号ハの基準に適合するものに限る。）が設けられているときは、共同住宅用スプリンクラー設備を設置しないことができる。
- 4 階段室型特定共同住宅においては、連結送水管及び非常コンセント設備に代えて、共同住宅用連結送水管及び共同住宅用非常コンセント設備を用いることができる。

第2 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の設置区分

- 2 住戸利用施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等
住戸利用施設において、初期拡大抑圧性能及び避難安全支援性能を主として有する通常用いられる消防用設備等に代えて用いることができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等は、次によること。
- (1) 二方向避難型特定共同住宅等
 - ア 地階を除く階数が5以下のもの(第2-11 図参照)
 - イ 地階を除く階数が10以下のもの(第2-12 図参照)
 - ウ 地階を除く階数が11以上のもの(第2-13 図参照)
 - (2) 開放型特定共同住宅等
 - ア 地階を除く階数が5以下のもの(第2-14 図参照)
 - イ 地階を除く階数が10以下のもの(第2-15 図参照)
 - ウ 地階を除く階数が11以上のもの(第2-16 図参照)
 - (3) 二方向避難・開放型特定共同住宅等
 - ア 地階を除く階数が10以下のもの(第2-17 図参照)
 - イ 地階を除く階数が11以上のもの(第2-18 図参照)
 - (4) その他の特定共同住宅等
 - ア 地階を除く階数が10以下のもの(第2-19 図参照)
 - イ 地階を除く階数が11以上のもの(第2-20 図参照)

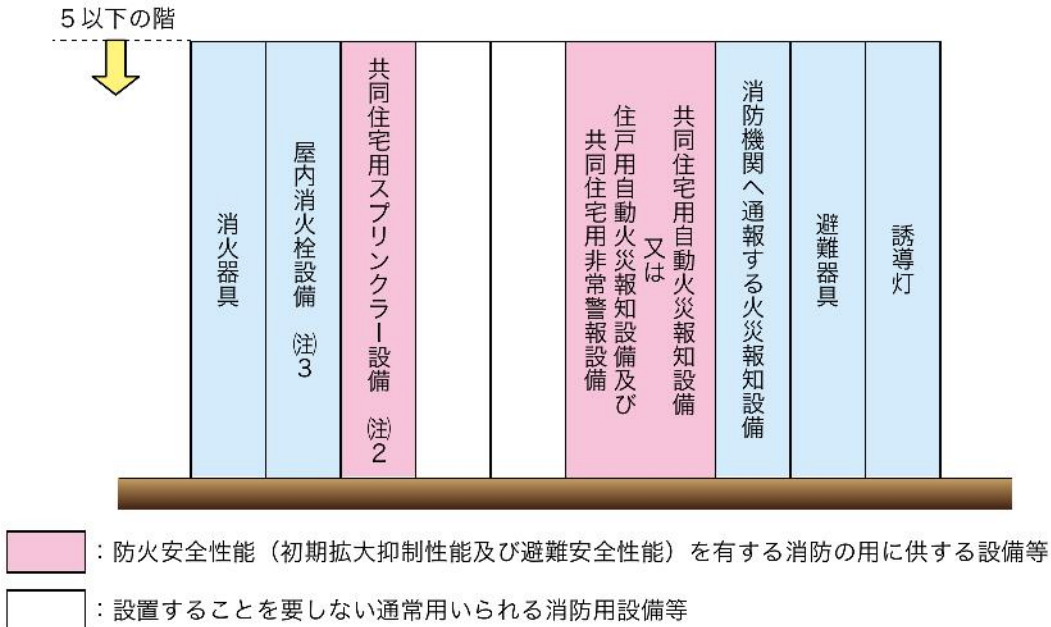
第2 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の設置区分

○二方向避難型特定共同住宅等（住戸利用施設。地階を除く階数が5以下のもの）

（通常用いられる消防用設備等 注1）



（防火安全性能（初期拡大抑制性能及び避難安全性能）を有する消防の用に供する設備等）



注1 図中に表記のない通常用いられる消防用設備等は、政令の規定に基づき設置するものであること。

- 2 省令40号第3条第3項第2号イに掲げる階及び部分に限る。
- 3 省令40号第3条第3項第2号イに掲げる階及び部分を除く。

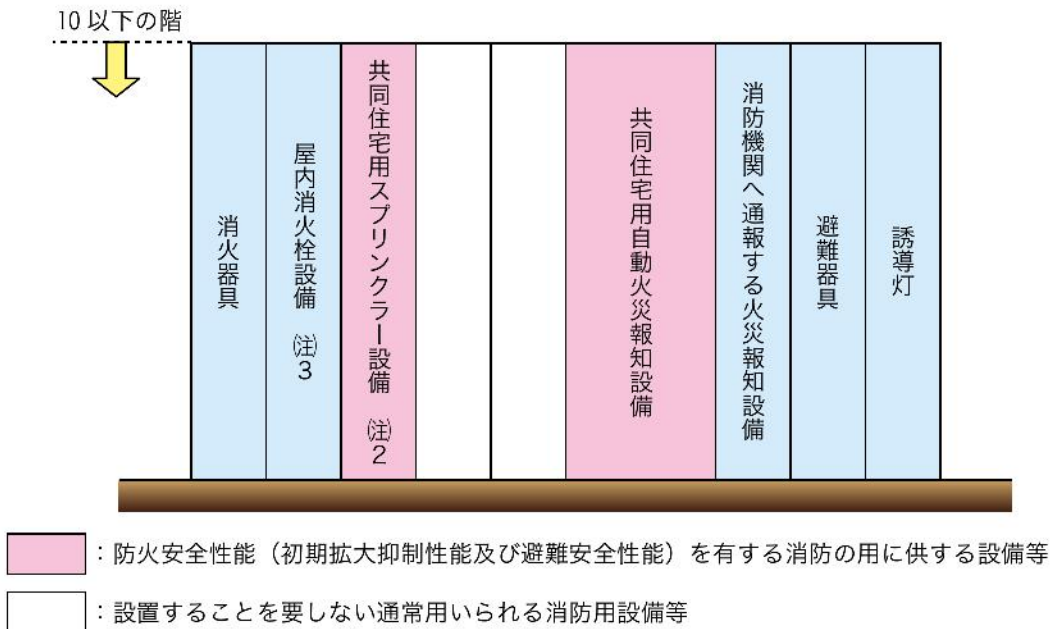
第2 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の設置区分

○二方向避難型特定共同住宅等（住戸利用施設。地階を除く階数が10以下のもの）

（通常用いられる消防用設備等（注1））



（防火安全性能（初期拡大抑制性能及び避難安全性能）を有する消防の用に供する設備等）



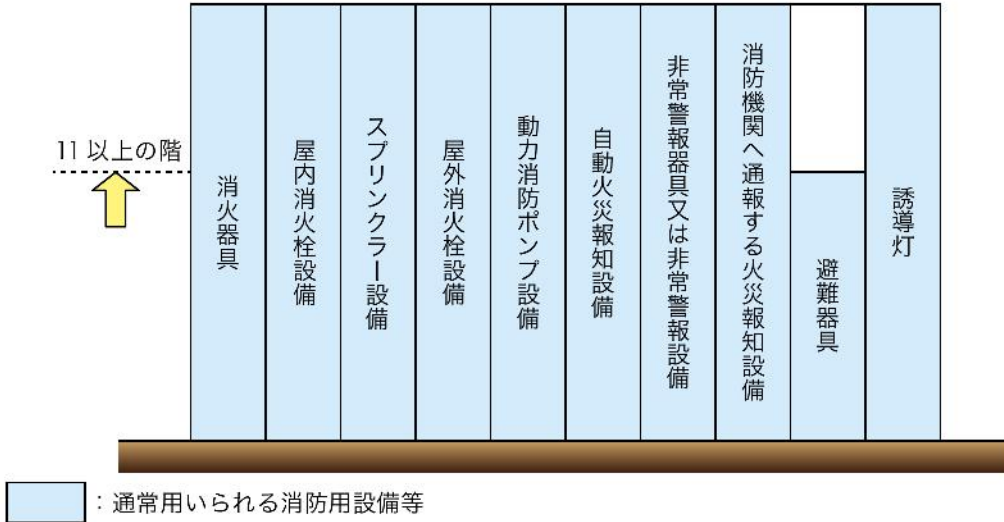
注1 図中に表記のない通常用いられる消防用設備等は、政令の規定に基づき設置するものであること。

- 2 省令40号第3条第3項第2号イに掲げる階及び部分に限る。
- 3 省令40号第3条第3項第2号イに掲げる階及び部分を除く。

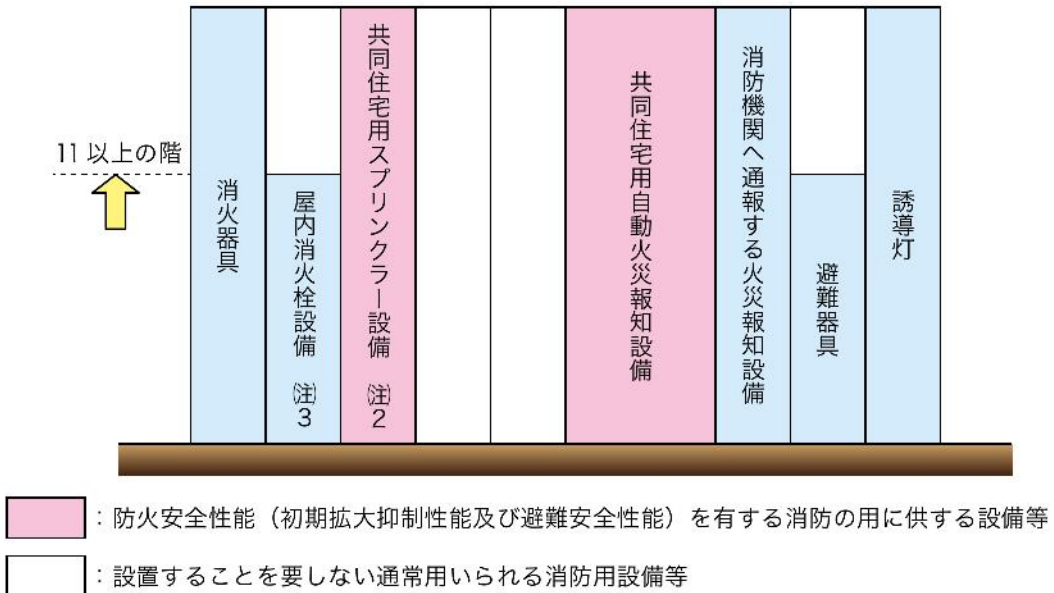
第2 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の設置区分

○二方向避難型特定共同住宅等（住戸利用施設。地階を除く階数が11以上のもの）

（通常用いられる消防用設備等 注1）



（防火安全性能（初期拡大抑制性能及び避難安全性能）を有する消防の用に供する設備等）



注1 図中に表記のない通常用いられる消防用設備等は、政令の規定に基づき設置するものであること。

- 2 省令40号第3条第3項第2号イに掲げる階及び部分に限る。
- 3 省令40号第3条第3項第2号イに掲げる階及び部分を除く。

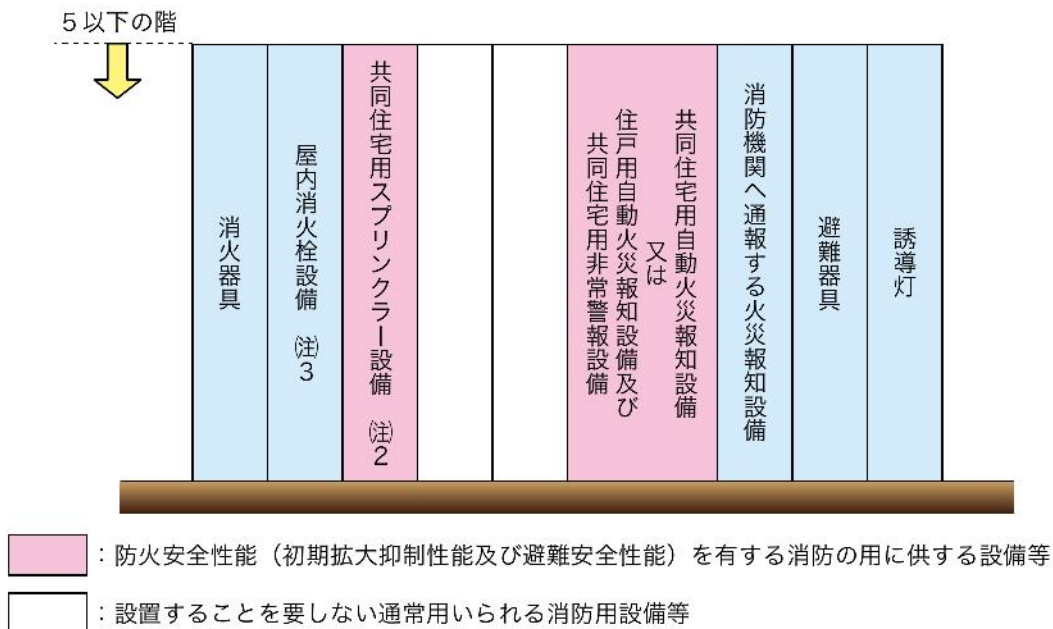
第2 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の設置区分

○開放型特定共同住宅等（住戸利用施設。地階を除く階数が5以下のもの）

（通常用いられる消防用設備等（注1））



（防火安全性能（初期拡大抑制性能及び避難安全性能）を有する消防の用に供する設備等）



(注1) 図中に表記のない通常用いられる消防用設備等は、政令の規定に基づき設置するものであること。

- 2 省令40号第3条第3項第2号イに掲げる階及び部分に限る。
- 3 省令40号第3条第3項第2号イに掲げる階及び部分を除く。

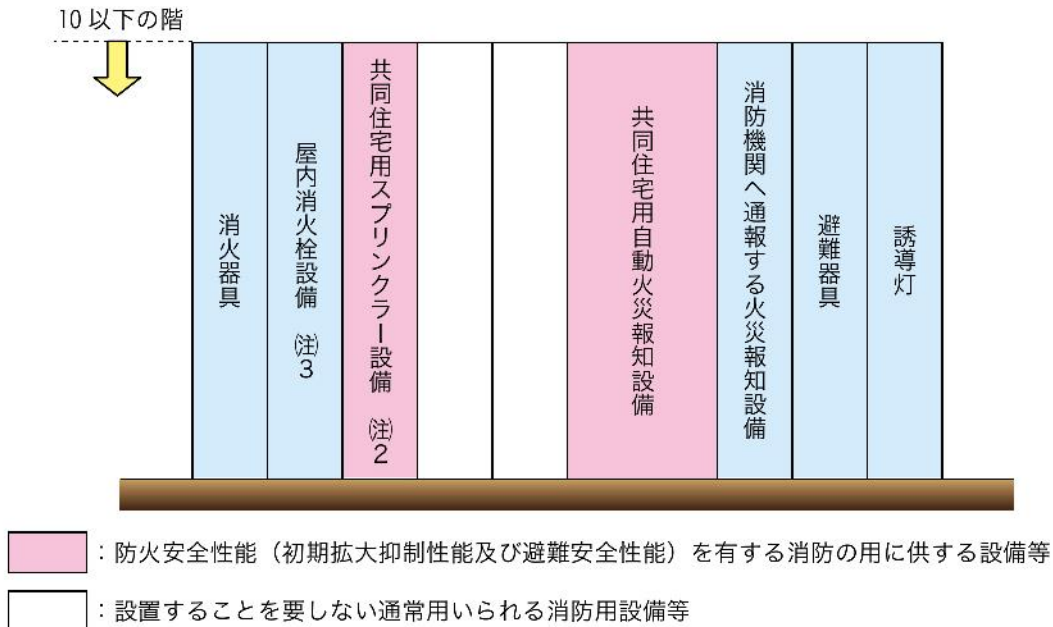
第2 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の設置区分

○開放型特定共同住宅等（住戸利用施設。地階を除く階数が10以下のもの）

（通常用いられる消防用設備等 注1）



（防火安全性能（初期拡大抑制性能及び避難安全性能）を有する消防の用に供する設備等）



注1 図中に表記のない通常用いられる消防用設備等は、政令の規定に基づき設置するものであること。

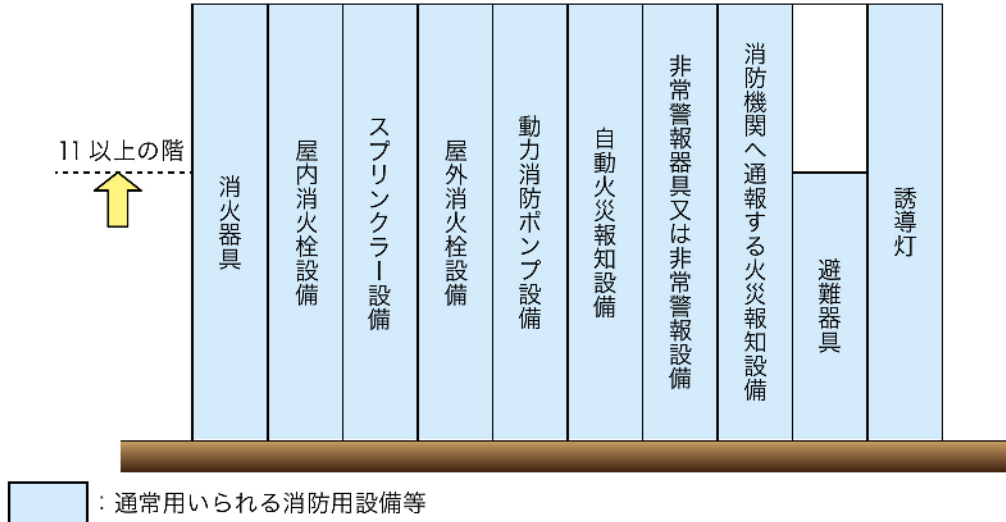
2 省令40号第3条第3項第2号イに掲げる階及び部分に限る。

3 省令40号第3条第3項第2号イに掲げる階及び部分を除く。

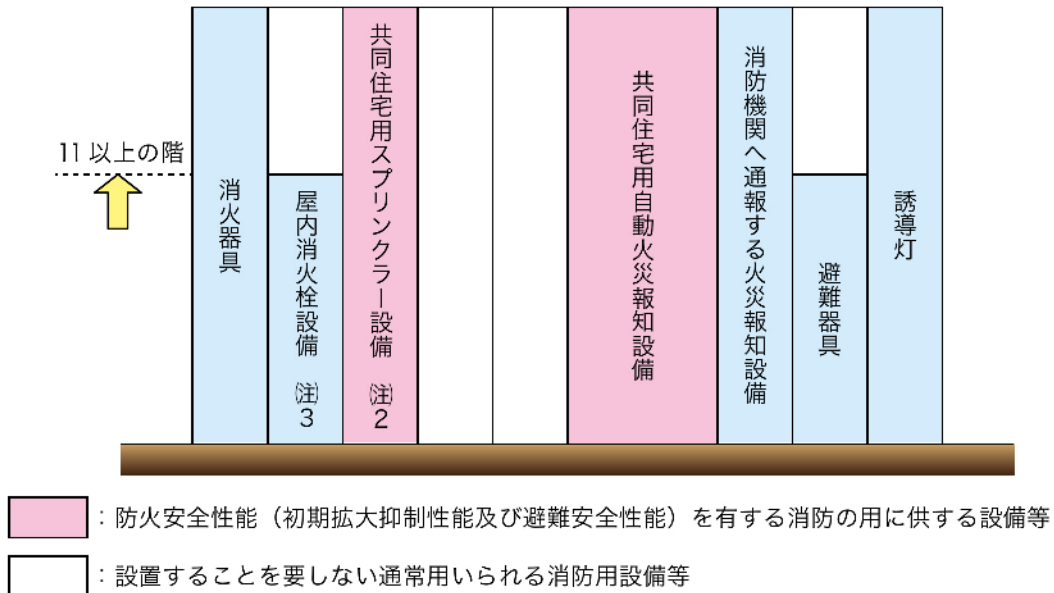
第2 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の設置区分

○開放型特定共同住宅等（住戸利用施設。地階を除く階数が11以上のもの）

（通常用いられる消防用設備等 注1）



（防火安全性能（初期拡大抑制性能及び避難安全性能）を有する消防の用に供する設備等）



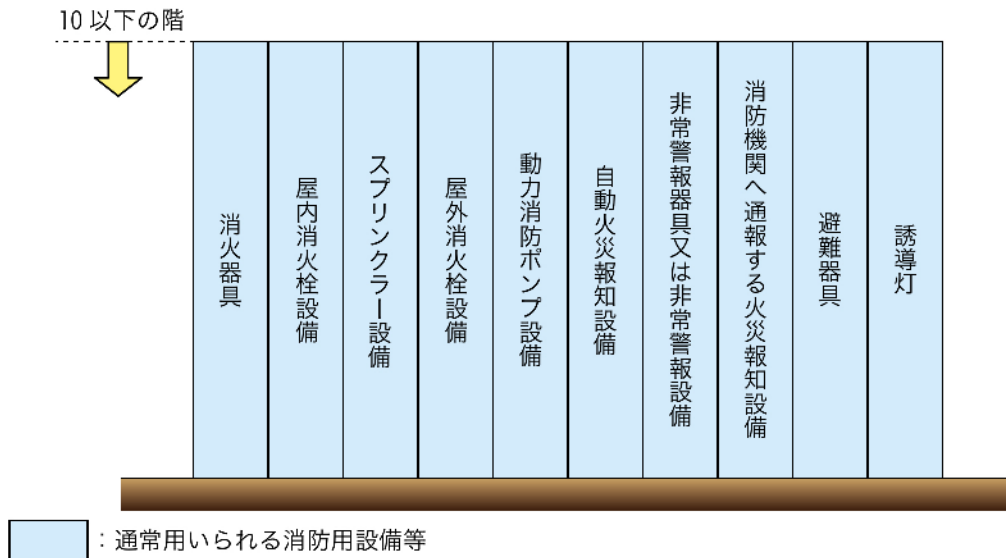
注1 図中に表記のない通常用いられる消防用設備等は、政令の規定に基づき設置するものであること。

- 2 省令40号第3条第3項第2号イに掲げる階及び部分に限る。
- 3 省令40号第3条第3項第2号イに掲げる階及び部分を除く。

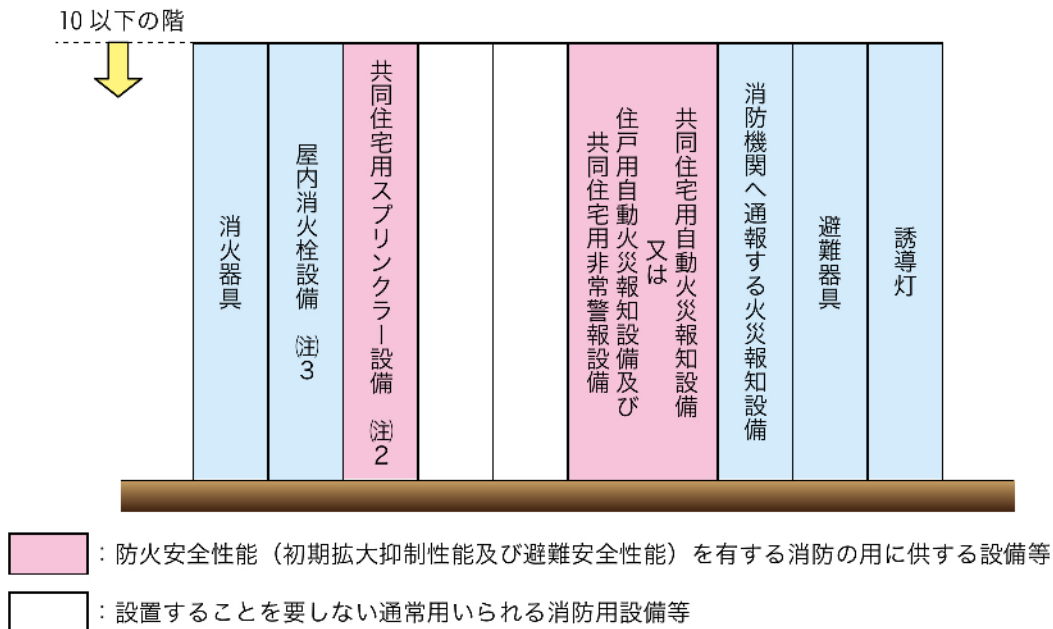
第2 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の設置区分

○二方向避難・開放型特定共同住宅等（住戸利用施設。地階を除く階数が10以下のもの）

（通常用いられる消防用設備等 注1）



（防火安全性能（初期拡大抑制性能及び避難安全性能）を有する消防の用に供する設備等）



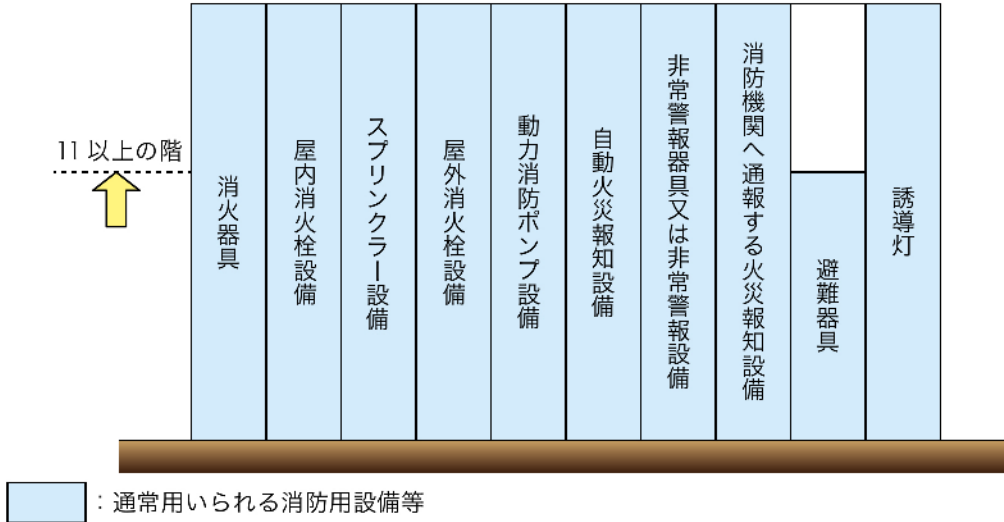
注1 図中に表記のない通常用いられる消防用設備等は、政令の規定に基づき設置するものであること。

- 2 省令40号第3条第3項第2号イに掲げる階及び部分に限る。
- 3 省令40号第3条第3項第2号イに掲げる階及び部分を除く。

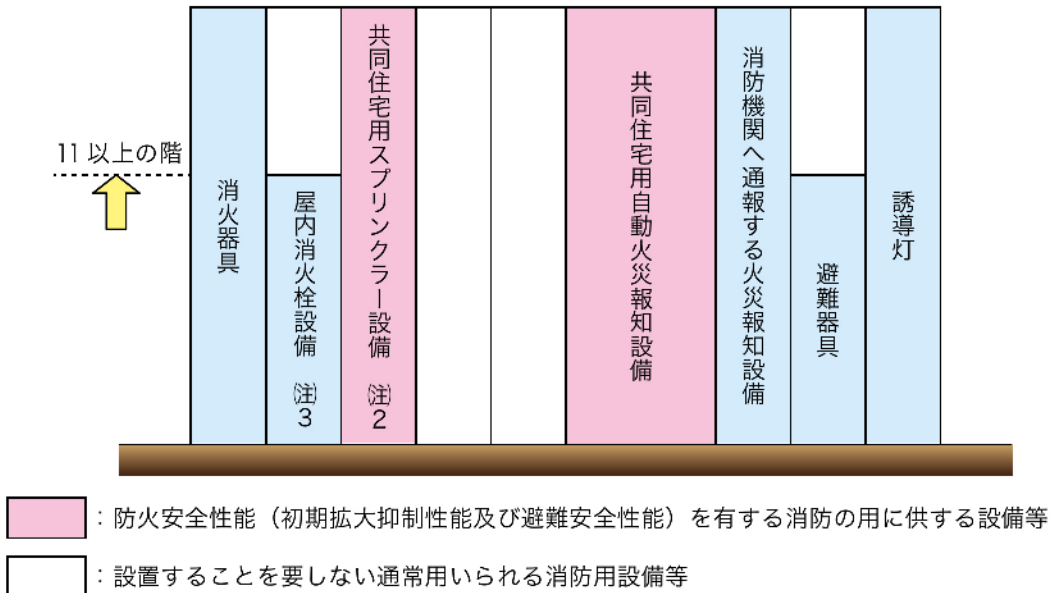
第2 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の設置区分

○二方向避難・開放型特定共同住宅等（住戸利用施設。地階を除く階数が11以上のもの）

（通常用いられる消防用設備等 注1）



（防火安全性能（初期拡大抑制性能及び避難安全性能）を有する消防の用に供する設備等）



注1 図中に表記のない通常用いられる消防用設備等は、政令の規定に基づき設置するものであること。

- 2 省令40号第3条第3項第2号イに掲げる階及び部分に限る。
- 3 省令40号第3条第3項第2号イに掲げる階及び部分を除く。

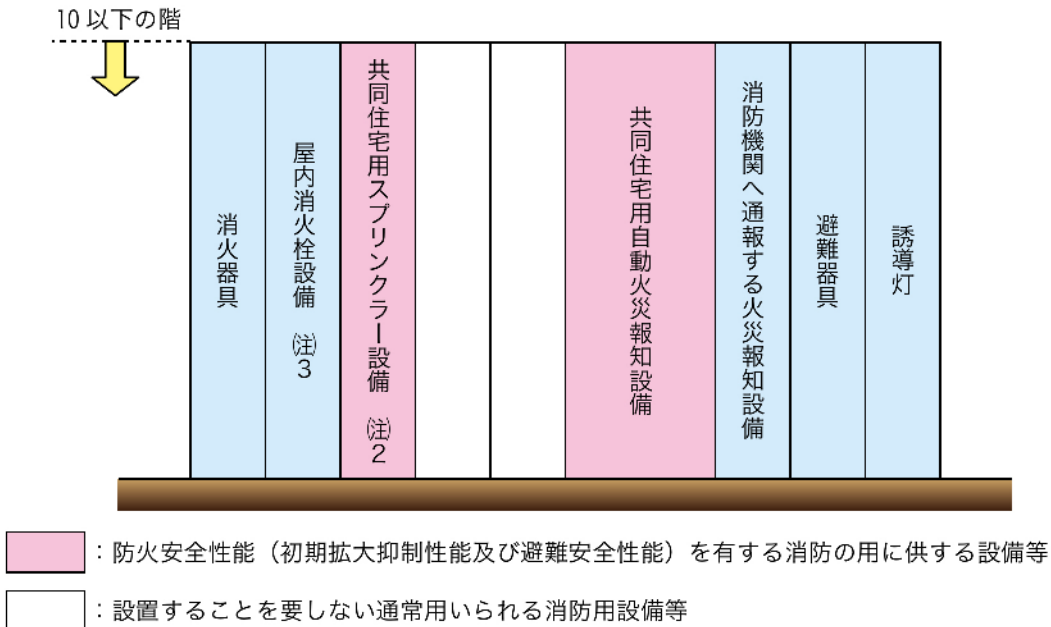
第2 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の設置区分

○その他の特定共同住宅等（住戸利用施設。地階を除く階数が10以下のもの）

（通常用いられる消防用設備等 注1）



（防火安全性能（初期拡大抑制性能及び避難安全性能）を有する消防の用に供する設備等）



注1 図中に表記のない通常用いられる消防用設備等は、政令の規定に基づき設置するものであること。

2 省令40号第3条第3項第2号イに掲げる階及び部分に限る。

3 省令40号第3条第3項第2号イに掲げる階及び部分を除く。

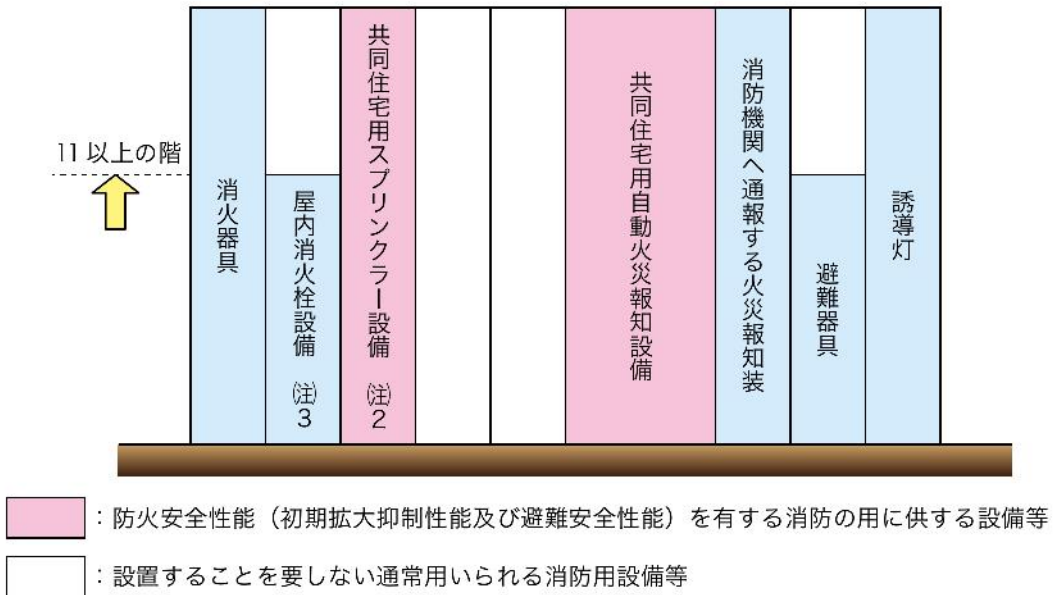
第2 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の設置区分

○その他の特定共同住宅等（住戸利用施設。地階を除く階数が11以上のもの）

（通常用いられる消防用設備等（注1））



（防火安全性能（初期拡大抑制性能及び避難安全性能）を有する消防の用に供する設備等）



（注1） 図中に表記のない通常用いられる消防用設備等は、政令の規定に基づき設置するものであること。

- 2 省令40号第3条第3項第2号イに掲げる階及び部分に限る。
- 3 省令40号第3条第3項第2号イに掲げる階及び部分を除く。

第2 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の設置区分

(参考) 通常用いられる消防用設備等及び必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の設置基準 (住戸利用施設)

		通常用いられる消防用設備等及び必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等
延べ面積	全部	消火器具
	全部	共同住宅用スプリンクラー設備 (注1, 2)
	全部	共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備 (注3)
	全部	消防機関へ通報する火災通報装置 ((6)項口の部分に限る。)
	全部	誘導灯
	500㎡	消防機関へ通報する火災報知設備 ((5)項イ及び(6)項ハの部分に限る。)
	1,400㎡	屋内消火栓設備 (内装制限をしたもの $\geq 2,100\text{㎡}$) (注2)
	5,000㎡	消防用水 (20,000㎡ \geq 敷地面積、かつ、1階及び2階の床面積の合計、耐火建築物 $\geq 15,000\text{㎡}$)
	25,000㎡	消防用水 (地階に係るものを除く、かつ、高さ $>31\text{m}$)
	50,000㎡	総合操作盤
無窓階	300㎡	屋内消火栓設備 (内装制限をしたもの $\geq 450\text{㎡}$) (注2)
階の規模	地階を除く階数が5	連結送水管 (延べ面積 $\geq 6,000\text{㎡}$) (注4)
	地階を除く階数が5	総合操作盤 (延べ面積 $\geq 20,000\text{㎡}$)
	地階を除く階数が7	連結送水管 (注4)
	地階を除く階数が11	共同住宅用スプリンクラー設備
	地階を除く階数が11	非常コンセント設備 (注4)
	地階を除く階数が11	総合操作盤 (延べ面積 $\geq 10,000\text{㎡}$)
	地階を除く階数が15	総合操作盤 (延べ面積 $\geq 30,000\text{㎡}$)
収容人員	階10人	避難器具 (直通階段が1のみのもの、3階以上 (避難階及び11階以上の階を除く。))
	階20人	避難器具 (避難階及び11階以上の階を除く。)

(注1) 政令別表第1(6)項口(5)に掲げる特定住戸利用施設のうち、介助がなければ避難できない者を主として入所させるもの以外のものについては、275㎡以上

2 省令40号第3条第3項第2号イに掲げる階及び部分を除く。

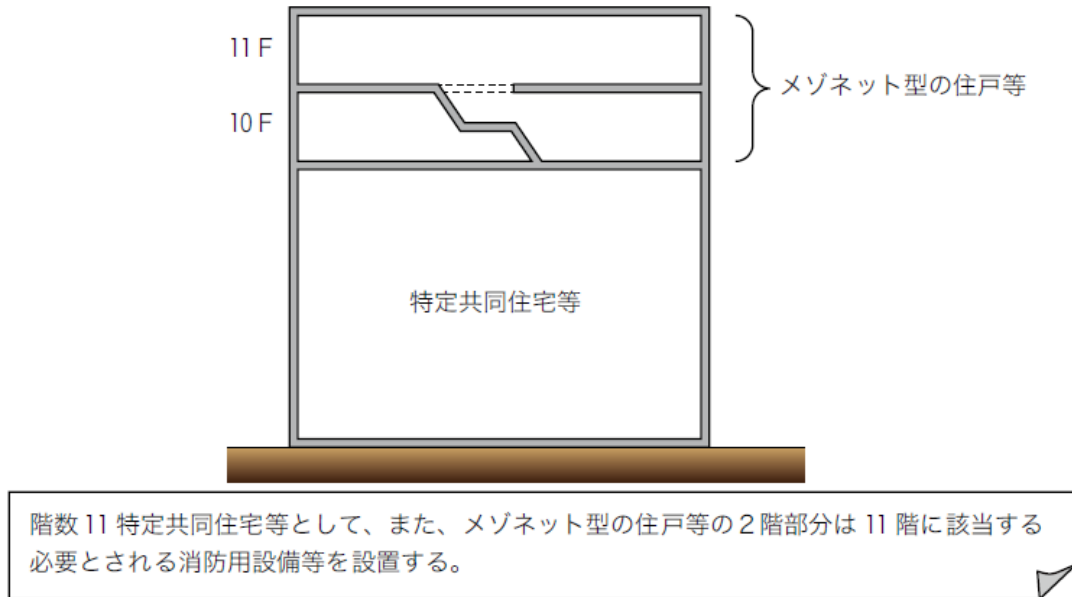
3 住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備を用いる場合は、二方向避難型特定共同住宅等及び開放型特定共同住宅等にあつては地階を除く階数が5以下、二方向避難・開放型特定共同住宅等にあつては、地階を除く階数が10以下のものに限る。

4 階段室型特定共同住宅においては、連結送水管及び非常コンセント設備に代えて、共同住宅用連結送水管及び共同住宅用非常コンセント設備を用いることができる。

第2 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の設置区分

3 階数の取り扱い

メゾネット型の住戸等（一の住戸等の階数が2以上であるものをいう。）の階の算定にあつては、当該住戸等を一の階として取り扱うものではなく、建基令第2条第1項第8号の規定により取り扱うものであること。（第2-20図参照）

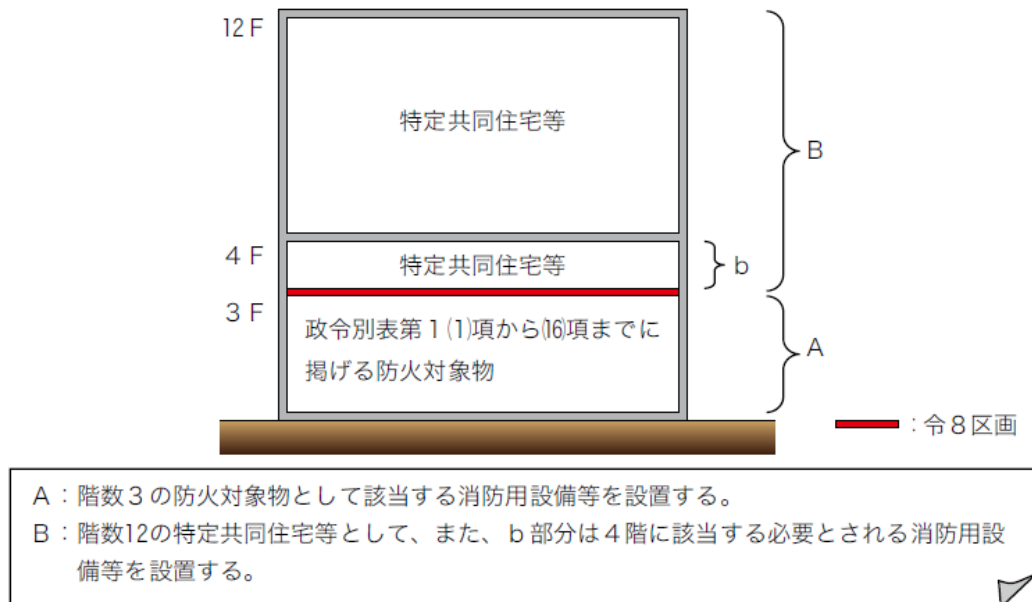


第2-20図

4 令8区画された特定共同住宅等の取り扱い

特定共同住宅等に供される部分が、令8区画されているときは、その区画された部分については、それぞれ別の防火対象物とみなして消防用設備等を設置するものであること。

この場合、令8区画した特定共同住宅等の階の算定にあつては、当該階の用途の防火対象物とみなされる階を含めること。（第2-21図参照）



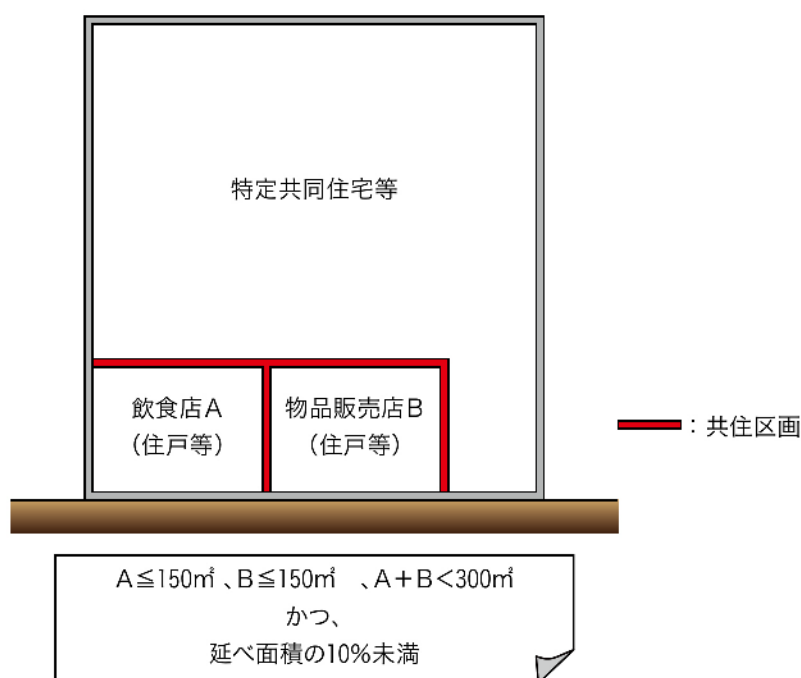
第2-21図

第2 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の設置区分

5 独立した用途に供される部分の取り扱い

特定共同住宅等に供される部分（他の用途と共用される廊下、階段、通路、便所、管理室、倉庫、機械室等の部分の床面積は、特定共同住宅等に供される部分及び他の独立した用途に供される部分のそれぞれの床面積に応じ按分するものとする。）の床面積の合計が当該防火対象物の延べ面積の90%以上であり、かつ、当該特定共同住宅等以外の独立した用途に供される部分の床面積の合計が300㎡未満である部分（政令別表第1(2)項ニ、(5)項イ若しくは(6)項イ(1)から(3)まで若しくはロに掲げる防火対象物又は同表(6)項ハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）の用途に供される部分を除く。）は、特定共同住宅等とみなして消防用設備等を設置するものであること。

この場合において、当該独立した用途に供される部分は、「住戸等」として、床面積150㎡以内ごとに共住区画されている必要があること。（第2-22図参照）



第2-22図

6 地階が存する特定共同住宅等の取り扱い

地階が存する特定共同住宅等の取り扱いは、次によること。

(1) 地階には、住戸が存しないこと。

ただし、傾斜地で階としては地階の扱いになるが、当該階が避難階の場合は、この限りでない。

(2) 地階には、特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等のほか、法第17条第1項の規定により地階において必要とされる消防用設備等（必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等が代替している通常用いられる消防用設備等を除く。）を設置するものであること（例 地階の床面積の合計が700㎡以上の場合、連結散水設備）。

なお、開放型特定共同住宅等及び二方向避難・開放型特定共同住宅等は、誘導灯及び誘導標識の設置を要しないものであるが、地階の階数、床面積、用途等を勘案し、必要があると認める場合には、地階部分に誘導灯を政令第26条に定める技術上の基準に従って設置すること。

第2 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の設置区分

7 共同住宅用スプリンクラー設備を設置しないことができる特定共同住宅等の階

次のいずれかに適合する特定共同住宅等の階については、共同住宅用スプリンクラー設備を設置しないことができる。

- (1) 二方向避難型・開放型特定共同住宅等（省令40号第3条第3項第2号イに掲げる部分に限り特定住戸利用施設を除く。）又は開放型特定共同住宅等（省令40号第3条第3項第2号イに掲げる部分のうち14階以下の部分に限り、特定住戸利用施設を除く。）のうち、次のア及びイのいずれにも適合するもの（第2-25図参照）

ア 住戸等の壁及び天井（天井がない場合にあつては、上階の床又は屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台等を除く。）の仕上げを準不燃材料としたとき（以下この(1)及び(2)において「内装制限」という。）。

なお、内装制限については、次によること。

(ア) 室内とは、建基法第2条第4号に規定する居室をいうものではなく、住戸等の室内すべての部分というものであること。

(イ) 壁には、簡易問仕切（天井まで達しない仕切若しくは移動仕切壁のうち、高さがおおむね2m以上のもの又は床に固定されているもの。）も含まれるものであること。

(ウ) 室内に面する天井又は壁の一部に可燃材料を用いる場合は、室内に面する部分の面積が、各面の面積の10分の1以下であること。

(エ) 防火薬液の塗布による内装制限は、原則として認められないものであること。

(オ) 収納のために人が出入りする形態を有しない押入れ内及びユニットバス内で、かつ、その床面積が4㎡未満のものについては、壁及び天井の内装制限は不要であること。

(カ) 造り付けの家具等（4㎡未満の収納庫のものを含む。）を設置した場合は、次のa又はbにより内装制限することが必要であること。（第2-23図参照）

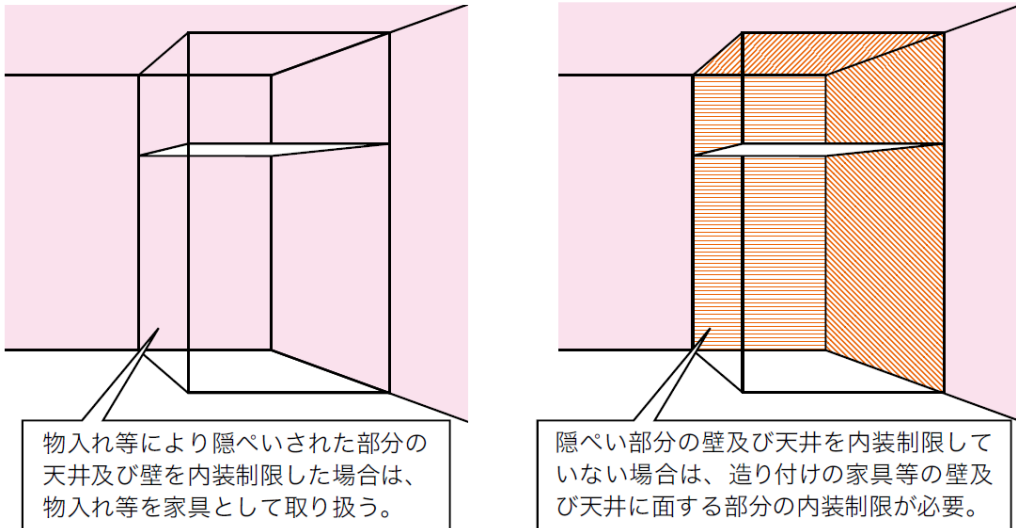
ただし、中棚の下面及び天袋の床の下面は、天井には該当しないため、内装制限の対象とはならないこと。

a 造り付けの家具等を設置する部分の当該造り付けの家具等が接する部分の壁及び天井

b 造り付けの家具等内の当該壁及び天井に面する部分（扉を除く。）

(壁及び天井を内装制限する場合 (a))

(造り付けの家具等を内装制限をする場合 (b))



- : 壁及び天井内装制限
- : 造り付けの家具等の壁及び天井に面する部分の内装制限

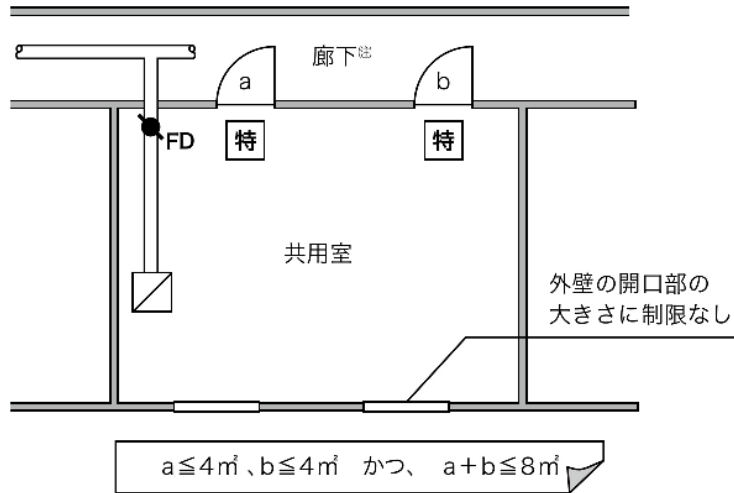
第2-23図

第2 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の設置区分

イ 共用室と共用室以外の特定共同住宅等の部分（開放型廊下又は開放型階段に面する部分を除く。）を区画する壁に設けられる開口部が、次に掲げるとき。（第2-24 図参照）
 (ア) 開口部の面積の合計が8㎡以下であり、かつ、一の開口部の面積が4㎡以下であること。

なお、ここでいう「開口部」には、配管等の貫通部（すき間を不燃材料で埋め戻したものに限り。）及び防火ダンパーが設けられた風道の貫通部は含まないこと。

(イ) (ア)の開口部には、特定防火戸で、常時閉鎖式のものを用いたものであること。



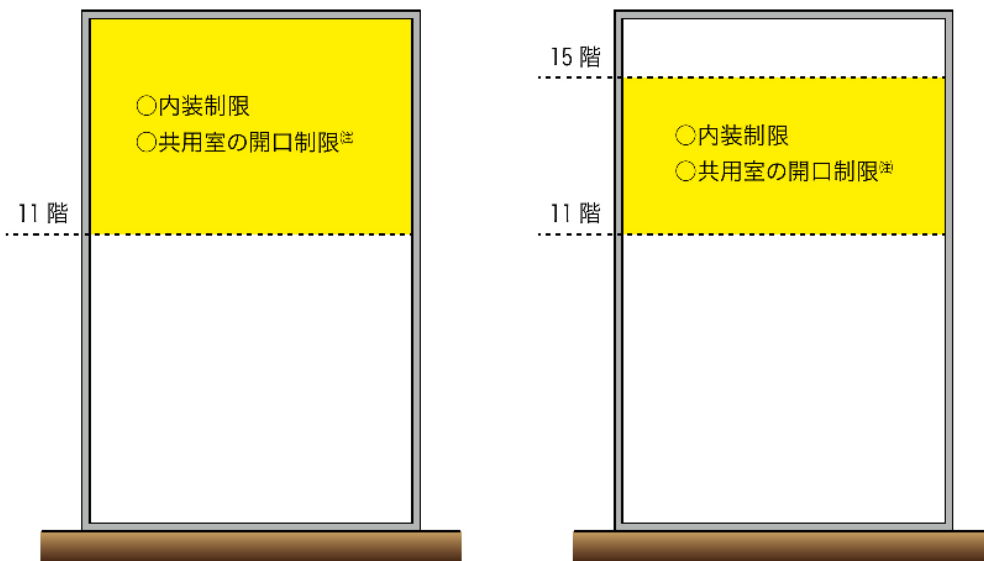
特：常時閉鎖式の特定防火戸

注 開放型廊下又は開放型階段に面する部分を除く。

第2-24図

(二方向避難型・開放型特定共同住宅等)

(開放型特定共同住宅等)



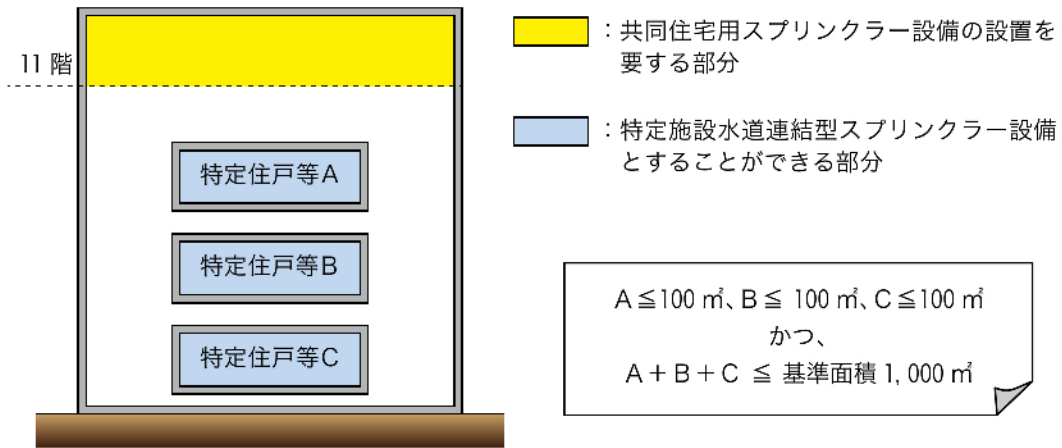
：共同住宅用スプリンクラーを設置しないことができる部分

注 開放型廊下又は開放型階段に面する部分を除く。

第2-25図

第2 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の設置区分

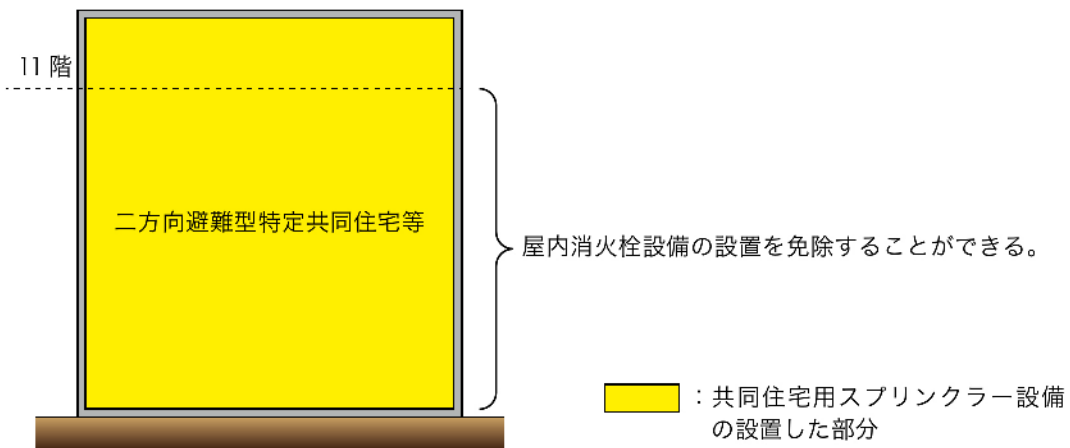
- (2) 10階以下の階に存する特定住戸利用施設を政令第12条第1項第1号に掲げる防火対象物とみなして特定施設水道連結用スプリンクラー設備を当該特定住戸利用施設に同条第2項第3号の2に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき（当該特定住戸利用施設に限る。）。（第2-26図参照）



第2-26図

8 屋内消火栓設備を設置しないことができる特定共同住宅等

第2-27図の例に示すとおり、地階を除く階数が11以上の二方向避難型特定共同住宅等について、10階以下の階に省令40号第3条第3項第2号に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により住戸、共用室及び管理人室に共同住宅用スプリンクラー設備を設置した場合は、政令第32条の規定を適用して、屋内消火栓設備を設置しないことができる。



第2-27図

9 総合操作盤の設置に係る取り扱い

省令第12条第1項第8号に規定する高層建築物又は大規模建築物に該当する特定共同住宅等には、総合操作盤を設置する必要があること。

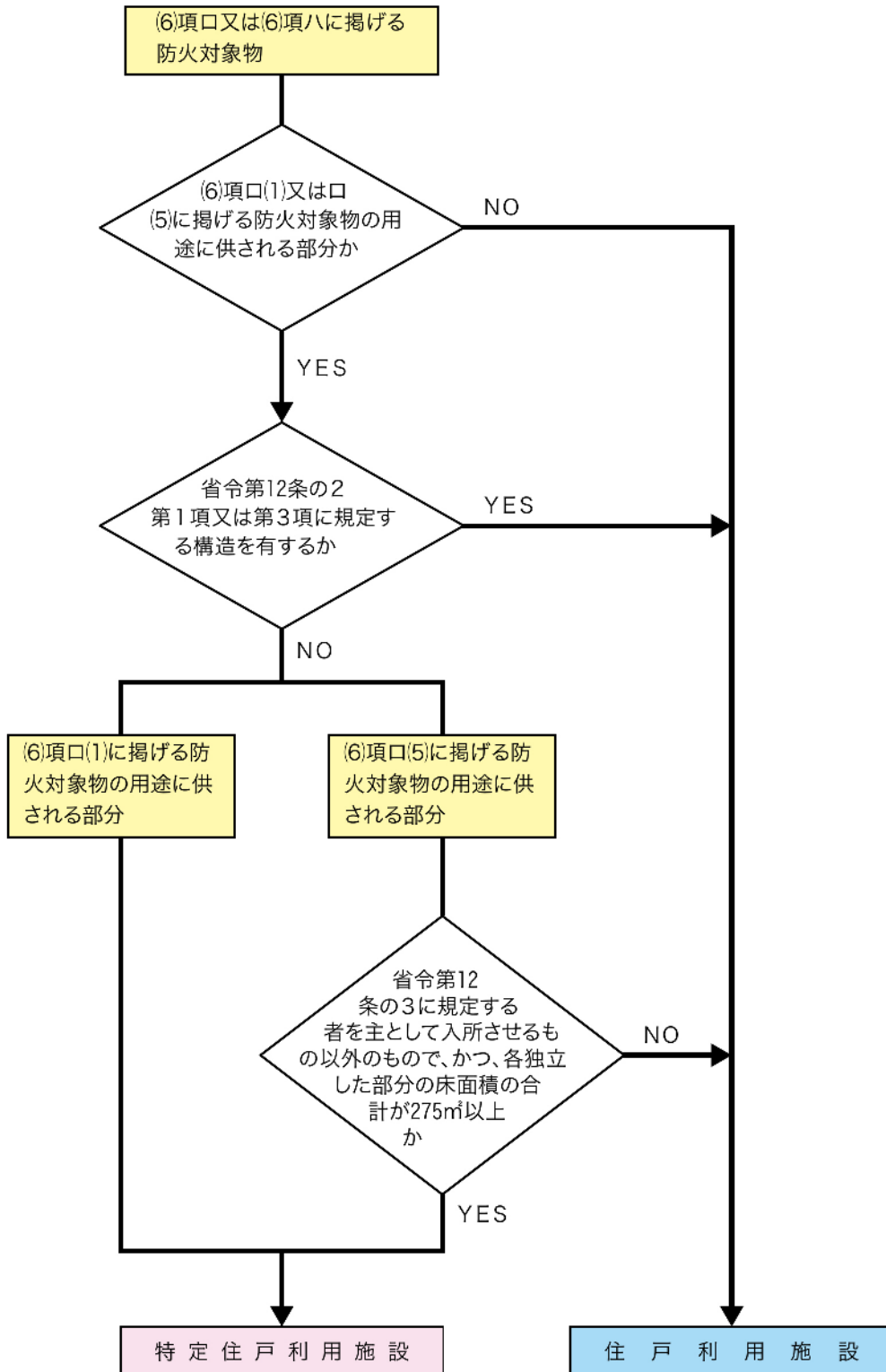
ただし、特定共同住宅等のうち、監視及び制御する設備が、特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等のみで、住棟受信機等に表示を並列するだけで監視及び制御が行える場合は、政令第32条の規定を適用し、総合操作盤を設置しないことができる。

第2 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の設置区分

10 住戸利用施設

特定共同住宅等の部分に住戸利用施設が存する場合は、次によること。

(1) 特定住戸利用施設に該当するかの判断基準は、第2-28図に示すフローに基づき行うこと。



第2-28図

第2 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の設置区分

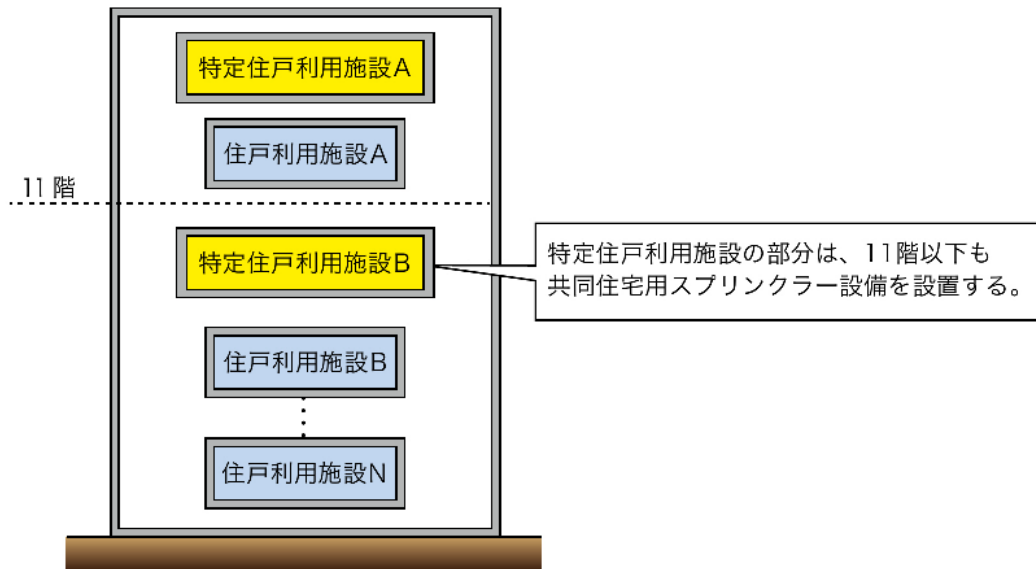
(2) 共同住宅用スプリンクラー設備

省令40号第3条第4項第1号の規定により、特定住戸利用施設は、前7(1)に適合する場合であっても、当該特定住戸利用施設の部分に共同住宅用スプリンクラー設備を設置しなければならないこと。

(3) 屋内消火栓設備

住戸利用施設（特定住戸利用施設を除く。）の部分が政令第11条第1項第2号又は第6号に掲げる規定に該当する場合は、屋内消火栓設備を設置しなければならないこと。（第2-29図参照）

（二方向避難・開放型特定共同住宅等の例）



黄色い部分 : 共同住宅用スプリンクラー設備の設置しなければならない部分
青い部分 : 屋内消火栓を設置しなければならない部分

$A \leq 100 \text{ m}^2$ 、 $B \leq 100 \text{ m}^2$ 、…… $N \leq 100 \text{ m}^2$
かつ、
住戸利用施設の床面積の合計[※] $\geq 1,400 \text{ m}^2$ 以上（内装制限をした場合 2,100 m^2 ）

（注） 特定住戸利用施設を除く。

第2-29図